

# 向日市 子育て ガイドブック



子どもの健やかな成長と支援	P1
保育所等	P13
幼稚園	P20
幼児教育・保育の無償化	P21
小・中学校	P22
各種手当と制度	P24
ひとり親家庭の方に	P28
障がいのあるお子さんに	P31
相談窓口	P34
情報	P37

# はじめに

近年、少子高齢化の急速な進行や、核家族化の進行、都市化、ライフスタイルの多様化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、社会全体での子育て支援に向けて総合的・計画的な推進が図られています。

向日市においても、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援し、また、子どもを育てる喜びを感じることのできる社会の実現に向けて、子育て支援に取り組んでいます。

その一つとして、妊娠期から就学までの各種手続きや手当て等の情報をガイドブックとして作成しました。

このガイドブックを身近なところにおいて、育児や子育てに活用していただければ幸いです。

※掲載している情報の最新情報は、HPまたは各ページに記載の担当課へご確認ください。



向日市いいとこPR隊 たけ のこりん



# もくじ



## 1 子どもの健やかな成長と支援

安心して出産するために	2
赤ちゃんが生まれたら	3
予防接種を受けましょう	5
子育てセンター	9
ファミリーサポートセンター	10
地域子育て支援拠点・利用者支援事業	11
子育て短期支援事業	12

## 2 保育所・認定こども園・小規模保育所

子ども・子育て支援新制度	13
保育所等の入所・保育所等一覧	14
一時預かり事業	16
休日保育事業	16
向日市病児及び病後児保育事業	17
認可外保育所に入所中の乳幼児に対する補助金	19

## 3 幼稚園

入園手続き	20
市内の幼稚園一覧	20
私立幼稚園入園補助金・実費徴収に係る補足給付補助事業	20
預かり保育	20

## 4 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化	21
-------------	----

## 5 小・中学校

市内の小・中学校	22
就学援助制度	23
放課後児童健全育成事業～放課後児童クラブ～	23
子どもの健全育成	23

## 6 各種手当と制度

向日市不妊治療助成制度	24
児童手当	24
向日市国民健康保険加入者の出産育児一時金	25
産前産後期間の保険料免除	25

未熟児養育医療給付制度 ······ 26

京都子育て支援医療費助成制度 ······ 26

保健所が窓口になる医療給付 ······ 27

その他の支援制度 ······ 27

## 7 ひとり親家庭の方に

ひとり親医療助成制度	28
児童扶養手当	28
向日市児童福祉手当	29
その他の支援制度	30

## 8 障がいのあるお子さんに

手当・給付	31
手帳の交付	32
児童発達支援センター	32
障がい者医療助成制度	32
障害児通所支援事業	33
短期入所事業・日中一時支援事業	33
育成医療	33

## 9 相談窓口

こども相談	34
教育相談	35
ひまわり広場	35
身近な相談窓口・連絡先一覧	35
不育症の相談	36

## 10 情報

図書館	37
天文館	38
文化資料館	38
少年スポーツ	39
向日市ワイワイスポーツクラブ	39
NPO 法人子育て支援 ねこばす	39
急な病気や事故の時の対応	40
市内の医療機関一覧	41
市内の公園一覧	45

●問合せ先一覧

市役所 931-1111(代表)

担当課	項目	場所	ダイヤルイン番号	
健康推進課	母子健康手帳の交付	市役所 東向日別館 4階	874-2697	
	健診・教室・相談			
	予防接種について			
	不妊治療助成制度			
	子育てコンシェルジュ			
子育て支援課	保育所等について	市役所 東向日別館 4階	874-2659	
	一時預かり事業／休日保育事業			
	病児及び病後児保育事業			
	認可外保育所入所に対する補助金			
	児童手当	市役所 東向日別館 4階	874-2647	
	児童扶養手当			
	児童福祉手当			
	特別児童扶養手当			
	地域子育て支援拠点			
	幼児教育・保育の無償化			
子ども家庭課 (家庭児童相談室)	私立幼稚園入園補助金等	市役所 東向日別館 4階	874-3451	
	子育て短期支援事業			
	こども相談		933-1199	
子育てセンター		932-7830		
ファミリーサポートセンター		932-7831		
医療保険課	医療給付係	出産育児一時金	874-2719	
	賦課収納係	産前産後期間の保険料免除		
	福祉医療係	未熟児養育医療給付制度		
		京都子育て支援医療費助成制度	874-2798	
		ひとり親家庭医療助成制度		
		障がい者医療助成制度		
市民課	年金係	産前産後期間の保険料免除	874-2841	
障がい者支援課	障がいのあるお子さんへの手当・給付		874-2574	
	育成医療			
	手帳の交付			
	障害児通所支援事業		874-3593	
	短期入所事業・日中一時支援事業			
文教課	教育総務係	幼稚園	874-2974	
学校教育課	学校教育係	小・中学校	874-2998	
	学校保健係	就学援助制度	874-3068	
	教育相談担当	教育相談	874-2998	
		ひまわり広場（適応指導教室）		
生涯学習課	放課後児童クラブ		874-2987	
	子どもの健全育成			
その他公共施設など		図書館・天文館・文化資料館などについては各ページをご覧ください。		

# 1 子どもの健やかな成長と支援

妊娠中	妊娠届、親子健康手帳（母子健康手帳）の交付、妊産婦健康診査、 ウェルカム Baby クラス、ままぱぱささらん、プレママ応援ギフト
出生	出生届、児童手当、京都子育て支援医療費、出産育児一時金の申請、 新生児聴覚検査、1か月児健康診査
2か月～	赤ちゃん訪問 小児の肺炎球菌感染症・B型肝炎の予防接種、ロタウイルス感染症の予防接種、 ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風予防接種及びHib感染症（第1期）
3か月～	すくすく赤ちゃん応援ギフト
5か月～	乳児前期健診、離乳食教室
6か月～	BCG
10か月	乳児後期健診、ブックスタート
1歳	麻しん・風しん予防接種（第1期）、水痘（水ぼうそう）予防接種
1歳9か月	1歳9か月児健診
2歳6か月頃	歯の健康教室
3歳	日本脳炎予防接種（第1期）
3歳6か月	3歳児健診
年長	麻しん・風しん予防接種第2期（小学校就学前1年間）、就学時健康診断
小学4年生	日本脳炎予防接種（第2期）
小学6年生	ジフテリア・破傷風予防接種（第2期）
小6から 高校1年相当	ヒトパピローマウイルス感染症予防接種

### ●子育てコンシェルジュ (874-3687)

妊娠・出産・子育てについて心配ごとや気になること、困っていることに関して、保健師など専門職がからだや心の相談に応じます。「こんなときはどこに相談すればよいの?」「使える制度はある?」など、お気軽にご相談ください。

### ●親子健康手帳（母子健康手帳）の交付

妊娠していることがわかったら、なるべく早く親子健康手帳（母子健康手帳）をもらいましょう。

医療機関発行の妊娠届出書と本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証、免許証等）を持って健康推進課にお越しください。

### ●妊娠婦健康診査

妊娠中の方やおなかの赤ちゃん、産後間もない方の健康を保ち安心して安全に出産できるようにするため、妊娠婦健康診査を行っています。親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に「妊娠婦健康診査公費負担受診券つづり」をお渡します。京都府内、大阪府内の指定医療機関及び京都府内の指定助産院で受診できます。指定機関以外で受診される場合は助成制度があります。詳しくはお問い合わせください。

※「妊娠婦健康診査公費負担受診券つづり」は向日市から転出された場合は利用できません。転出先の自治体にお問い合わせください。

### ●ウェルカム Baby クラス（親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に案内）

妊娠、出産、育児について学び、安心して出産育児できるようウェルカム Baby クラスを行っています。妊娠中に心身ともに安定して過ごすために参加しましょう。友達作りのきっかけにもなります。また、出産後の子育てについては、お父さんの理解と協力も大切です。お父さんの参加もお待ちしています。（場所：向日市保健センター）

### ●まばぱさろん（親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に案内）

「出産までにどんなことをしたらいいのだろう?」「お友達ができたらいいな」「地域のいろんな情報が知りたいな」など様々な不安の解消や友達作りのきっかけに、まばぱさろんを行っています。妊娠婦さん同士の交流とともに、妊娠中、出産、そして産後の疑問や身体のこと、育児のことなどを助産師に気軽に相談できます。毎回、ヨガなどのリラックスタイムも行っています。妊娠週数に関わらず参加できます。（場所：向日市保健センター）

### ●妊娠訪問

妊娠中のからだのことや妊娠健診の結果について相談を希望される場合に、保健師または助産師がご家庭にお伺いし、相談をお受けします。電話相談もできますので、気になることがある方は気軽にお電話ください。

### ●プレママ応援ギフト（出産応援ギフト）

安心して出産を行うことができるよう、経済支援として、妊娠届出時等に面談を受けた妊娠の方に給付します。

### ●産後ケア

出産後、少しでも安心して子育てができるように、希望される方は、産科医療機関等における ショートステイ（宿泊型）やデイサービス（日帰り型）、アウトリーチ（訪問型）が利用できます。

産後ケアでは助産師等の専門職による心身のケアや育児のサポートを受けることができます。

## 赤ちゃんが産まれたら / 健診・教室・相談は『向日市保健センター』で実施

### ●出生届

生後14日以内に市民課に提出してください。

(必要なもの：印鑑、親子健康手帳（母子健康手帳）、出生届、国民健康保険加入者は被保険者証)

### ●新生児聴覚検査

生まれて間もない赤ちゃんに行う聴力検査（聞こえの検査）にかかる費用の一部を補助します。受診券は「妊娠婦健康診査公費負担受診券つづり」につづられています。生後間もない時期に検査しますので出産時に「妊娠婦健康診査公費負担受診券つづり」を持参してください。京都府内、大阪府内の指定医療機関及び向日市内の指定助産院で受けられます。指定機関以外で検査される場合は助成制度があります。詳しくはお問い合わせください。

### ●1か月児健康診査

生後1か月頃の赤ちゃんの発育状況を確認して、病気や異常の早期発見につなげて、赤ちゃんの健やかな育ちを促すことができるようになりますため、1か月児健康診査を行っています。受診券は「妊娠婦健康診査公費負担受診券つづり」につづられています。京都府内の指定医療機関で受診できます。指定機関以外で受診される場合は助成制度があります。詳しくはお問い合わせください。

### ●京都子育て支援医療費助成の申請をしましょう。（P.26）

### ●児童手当の手続きをしましょう。（P.24）

### ●赤ちゃん訪問

生後2か月～3か月頃に、保健師または助産師がご家庭にお伺いし、体重測定や育児相談などを行います。

生後2か月以前でも、赤ちゃんのことなどで心配なことがある場合はご連絡ください。早い時期にお伺いします。

### ●すくすく赤ちゃん応援ギフト（子育て応援ギフト）

子育て家庭が安心して子育てを行うことができるよう、経済的支援として、赤ちゃん訪問を受けた児の養育者に給付します。

### ●乳児前期健診（赤ちゃん訪問の時に案内）

生後5か月頃のお子さんを対象に健診を行います。

健診内容は、赤ちゃんの計測（身長、体重、頭囲）、小児科医師による診察、保健師や管理栄養士による育児相談です。（場所：向日市保健センター）

### ●離乳食教室（赤ちゃん訪問の時に案内）

母乳やミルクを飲んで成長してきた赤ちゃんは、生後5か月頃になると離乳食が食べられるようになります。

離乳食教室では赤ちゃんの発達にあった離乳食の進め方、食べさせ方などのポイントをお伝えします。保護者の方の離乳食の試食もあります。（場所：向日市保健センター）

### ●乳児後期健診（郵送で案内）・ブックスタート

生後10か月のお子さんを対象に、赤ちゃんの計測（身長、体重、頭囲）、小児科医師による診察、保健師や管理栄養士による育児相談、栄養相談を行います。ブックスタート事業として、健診時に絵本とバッグをプレゼントしています。第1期麻疹・風疹、水痘（水ぼうそう）予防接種の予診票をお渡しします。（場所：向日市保健センター）

## ●1歳9か月児健診（郵送で案内）

1歳9か月のお子さんを対象に、お子さんの計測（身長、体重、頭囲）、小児科医師による診察、歯科医師による歯科健診、保健師や管理栄養士、歯科衛生士による育児相談、栄養相談、歯科相談を行います。（場所：向日市保健センター）

## ●歯の健康教室

2歳6か月頃のお子さんを対象に、歯科健診を行います。乳歯が生えそろう2歳6か月頃は虫歯や歯並びなどのトラブルが現れやすい時期です。お子さんの健やかな成長のためにお口の健康を守るポイントを歯科衛生士、管理栄養士からお伝えします。

## ●3歳児健診（郵送で案内）

3歳5～6か月のお子さんを対象に、お子さんの計測（身長、体重、胸囲）、小児科医師による診察、歯科医師による歯科健診、尿検査、眼の屈折検査、視力検査、保健師や管理栄養士、歯科衛生士による育児相談、栄養相談、歯科相談を行います。（場所：向日市保健センター）

※就学時健診までに受ける最後の健診です。

## ●健康相談

保健師、助産師、管理栄養士、看護師による身体計測、育児相談、栄養相談を行います。

※実施日をご確認のうえ、お気軽にお越しください。（場所：向日市保健センター）

## ●転入児相談

就学前のお子さんが向日市に転入されましたら、健康相談のご案内をしています。

※近日に該当する乳幼児健診がある場合はご案内をしないことがあります。

## ●すくすく身体クリニック

向き癖が強い、ハイハイをしない、歩くのが遅いなど、運動発達について心配のある方を対象に、小児科専門医が個別に相談に応じます。（場所：向日市保健センター）

※予約制です。ご希望の方は健康推進課にご連絡ください。

## ●発達相談

友達とうまく遊べない、落ち着きがなく動きが激しいなど、子どもの成長や発達についての不安や悩みに、発達相談員が相談に応じます。

※予約制です。ご希望の方は健康推進課にご連絡ください。

## ●ことばの相談

ことばが遅い、発音がはっきりしないなどの心配のある方を対象に、ことばの相談員が相談に応じます。

※予約制です。ご希望の方は健康推進課にご連絡ください。

健診・教室の日程は「広報むこう」「母子保健年間予定表」「ホームページ」に掲載しています。



◎集団接種・・・向日市保健センターで実施。

- **BCG** 結核の予防のために実施します。対象年齢は生後 1 歳の誕生日の前日まで。  
標準的には生後 5~8 か月に 1 回接種。

◎個別接種・・・向日市、長岡京市、大山崎町、京都府内の委託医療機関で実施。

● **ロタウイルス感染症**

ロタウイルスワクチンは、急性の胃腸炎の重症化予防に効果があり、2 種類の弱毒生ウイルスワクチン {ロタリックス（1 価）・ロタテック（5 価）} があります。各種類によって接種期間や接種回数に違いがありますが、2 種類のワクチンの有効性は同等と考えられています。

- ・ロタリックス（1 価）は、出生 6 週 0 日後～出生 24 週 0 日後までに 27 日以上の間隔をおいて 2 回経口接種します。
- ・ロタテック（5 価）は、出生 6 週 0 日後～出生 32 週 0 日後までに 27 日以上の間隔をおいて 3 回経口接種します。
- ・初回接種の標準的接種期間は生後 2 か月～出生 14 週 6 日後までです。初回接種は出生 14 週 6 日後までに行ってください。
- ・原則、1 回目に接種したワクチンと同じ種類のワクチンで、2 回目以降も接種してください。
- ・腸重積症の既往歴がある方、先天性消化管障害を有する方（その治療が完了した者は除く。）、重症複合型免疫不全症の所見が認められる方は対象外となります。

● **Hib 感染症**

インフルエンザ菌（特に b 型）による髄膜炎、肺炎等の重篤な全身の感染症を予防するために接種します。

- ・対象年齢：生後 2 か月～5 歳の誕生日の前日まで

(注)接種を開始する時期により、接種回数が異なります。

<生後 2 か月～7 か月の前日までに接種を開始する場合>

27 日（医師が必要と認めた場合は 20 日）以上の間隔をおいて初回 3 回、3 回目の接種後 7 か月以上の間隔をおいて追加を 1 回、合計 4 回接種します。

<生後 7 か月～1 歳の誕生日の前日までに接種を開始する場合>

27 日（医師が必要と認めた場合は 20 日）以上の間隔をおいて初回 2 回、2 回目の接種後 7 か月以上の間隔をおいて追加を 1 回、合計 3 回接種します。

<1 歳～5 歳の誕生日の前日までに接種する場合>

1 回接種します。

● **小児の肺炎球菌感染症**

肺炎球菌による細菌性髄膜炎や菌血症、肺炎などの重篤な全身の感染症を予防するために接種します。

- ・対象年齢：生後 2 か月～5 歳の誕生日の前日まで

(注)接種を開始する時期により、接種回数が異なります。

<生後 2 か月～7 か月の前日までに接種を開始する場合>

27 日以上の間隔をおいて初回 3 回、3 回目の接種後 60 日以上の間隔をおいて追加を 1 歳以降に 1 回、合計 4 回接種します。（追加接種の標準的な接種年齢は、1 歳～1 歳 3 か月です。）

<生後 7 か月～1 歳の誕生日の前日までに接種を開始する場合>

27 日以上の間隔をおいて初回 2 回、2 回目の接種後 60 日以上の間隔をおいて 1 歳以降に追加を 1 回、合計 3 回接種します。

<1 歳～2 歳の誕生日の前日までに接種する場合>

60 日以上の間隔で 2 回接種します。

<2 歳～5 歳の誕生日の前日までに接種する場合>

1 回接種します。

## ●B型肝炎

B型肝炎ウイルスの免疫をつくり、一過性の肝炎を予防します。また肝炎のキャリアになることを予防します。

- ・対象年齢は1歳の誕生日の前日までで3回接種します。（標準的な接種期間は、生後2か月～生後9か月まで）
- ・接種方法は、1回目の接種後27日以上の間隔をおいて2回目を接種します。
- その後、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて3回目を接種します。

## ●5種混合（ジフテリア、百日せき、ポリオ、破傷風およびHib感染症混合予防接種）

令和6年4月1日から5種混合ワクチンが定期接種になりました。

ジフテリア、百日せき、ポリオ、破傷風およびHib感染症の予防のために実施します。

- ・対象年齢は生後2か月～7歳6か月になる前日まで、初回は20日以上の間隔をおいて3回、追加は3回目終了後6か月以上の間隔をあけて1回接種します。

## ●4種混合（ジフテリア、百日せき、ポリオおよび破傷風混合予防接種）

ジフテリア、百日せき、ポリオおよび破傷風の予防のために実施します。

- ・対象年齢は生後2か月～7歳6か月になる前日まで、初回は20日以上の間隔をおいて3回、追加は3回目終了後6か月以上の間隔をあけて1回接種します。

## ●ジフテリア、破傷風

ジフテリア・破傷風のワクチンを接種します。

- ・対象年齢は11歳～13歳の誕生日の前日まで、1回接種します。（標準的な接種年齢は小学校6年生）

## ●麻しん・風しん混合

麻しん（はしか）・風しん（三日ばしか）の予防のために実施します。

- ・第1期：対象年齢は満1歳～2歳の誕生日の前日まで、1回接種します。
- ・第2期：小学校就学前の1年間（年長）で、1回接種します。

※麻しんにかかった方は風しんの単独ワクチン、風しんにかかった方は麻しんの単独ワクチンを接種することができます。（その場合は、予診票を差し替える必要がありますので、健康推進課に申し出てください。）

## ●水痘（水ぼうそう）

水痘（水ぼうそう）の予防のために実施します。

- ・対象年齢は1歳～3歳の誕生日の前日まで、2回接種します。
- ・接種方法は1回目を標準的には1歳～1歳3か月までに接種し、1回目終了後、3か月以上の間隔をおいて（標準的には、半年から1年の間に）2回目を接種します。



## ●日本脳炎

日本脳炎の予防のために実施します。

- ・第1期：対象年齢は生後6か月～7歳6か月になる前日まで、初回は6～28日の間隔で2回、追加は2回目終了後おおむね1年後に1回接種します。（標準的な初回接種年齢は3歳、4歳）
- ・第2期：対象年齢は9歳～13歳未満で、1回接種します。

◎次に該当する方で接種を希望される場合は、親子健康手帳（母子健康手帳）を持って、健康推進課で予診票の発行を受けてください。

<平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方>

日本脳炎1期3回と2期1回、合計4回の接種が完了していない場合、残りの回数を20歳の誕生日の前日まで受けることができます。

## ●ヒトパピローマウイルス感染症

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染予防のために実施します。

- ・対象年齢：（1）小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女子（標準的な接種年齢は中学1年生）  
（2）平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性 ※接種期限：令和7年3月31日まで  
※3種類のワクチンがありますが、併用して接種することはできません。同じワクチンを接種する必要があります。

<2価ワクチンを接種する場合：3回>

2回目は1回目接種から1か月後（1～2か月半の間）、3回目は1回目接種から6か月後（5～12か月の間）に接種します。

<4価ワクチンを接種する場合：3回>

2回目は1回目接種から2か月後（1回目から少なくとも1か月以上）、3回目は1回目接種から6か月後（2回目から少なくとも3か月以上）に接種します。

<9価ワクチンを接種する場合>

- ・小学6年生～14歳の場合：2回

2回目は1回目接種から6か月（1回目から少なくとも5か月以上）あけて接種します。1回目と2回目の接種は少なくとも5か月以上あけます。1回目と2回目の間隔が5か月末満の場合は3回目の接種が必要となります。

- ・15歳以上の場合：3回

1回目から2か月の間隔をあけて2回目を接種します。1回目の接種から6か月以上あけて3回目を接種します。

### ◎長期療養が必要なために定期予防接種を受けられなかった方の特例措置

定期予防接種の対象者であった間に長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったため、定期予防接種を受けることができなかった人について、特別の事情がなくなった日から2年間、定期予防接種を受ける機会が設けられています。

※ただし、ロタウイルス感染症は対象外、BCGは4歳未満、4種混合は15歳未満、Hib感染症は10歳未満、小児の肺炎球菌感染症は6歳未満までとなります。(いずれも誕生日の前日まで)

この制度を利用するには、事前に申請が必要となりますので、健康推進課にご相談ください。

### !! 予防接種を受けるときの注意事項 !!

・市が行う予防接種は、向日市に住民登録がある方が対象になります。

・個別予防接種は、委託医療機関に予約をして受けてください。

事情により、委託医療機関以外で接種する場合は、必ず事前に健康推進課に申し出てください。(接種後には、対応できません。)

・予防接種を受ける場合は、向日市が発行する予診票が必要です。

予診票を持たずに接種すると、接種費用は全額自己負担となります。

他市町村から転入された方や予診票を紛失された場合は、親子健康手帳（母子健康手帳）をご持参のうえ、健康推進課にお越しください。

### ～他の予防接種との間隔～

注射生ワクチン予防接種を受けてから4週間以上開けずに注射生ワクチン予防接種を受けることはできません。

※注射生ワクチン…BCG、麻しん・風しん、水痘、おたふくかぜなど

接種前に説明書をよく読んでから受けましょう。わからないことがある場合は、かかりつけ医に相談し、安全に受けましょう。



## 子育てセンター・子育てセンター「すこやか」

/ 寺戸町東野辺31 TEL・FAX 932-7830

子育てセンターは、いろいろな事業を通して、親子で楽しく遊びながら、気軽に情報交換したり、不安や悩みを相談したりできる場所です。

詳しくは、毎月の子育て支援情報紙・広報・向日市ホームページをご覧ください。

### ●子育て相談

子育てについてどんな相談でも電話や面談によりお受けしています。  
遊びの場でもお話を伺っています。

### ●親子あそびの日

年齢別に「あそびの日」を設け、親子で楽しく交流しています。

- ・ふちぴよルーム（～7か月未満）
- ・さくらほっとルーム（1歳7か月未満）
- ・とことこルーム（1歳4か月～2歳未満）
- ・ひまわりルーム（0歳～未就園児）
- ・こすもすほっとルーム（1歳4か月未満）

### ●すこやか講座/すこやか親子講座

ゆとりをもって子育てができ、リフレッシュできるよう、子育て中の保護者のための講座や、親子で参加できる親子講座を開いています。

### ●さくら施設開放

「さくら」のプレイルームで親子が好きな遊びをしながら交流をしています。  
(2歳以上対象日・2歳未満対象日があります。)

### ●つながりスペース

公民館やコミュニティセンターで子育て仲間と出会い、地域でのつながりを深める場です。  
(物集女公民館、物集女コミュニティセンター、上植野コミュニティセンター、寺戸コミュニティセンター)

### ●絵本館

親子がゆったりと読み聞かせを楽しみ、いろいろな絵本に会える場です。

### ●園庭開放

保育所の園庭で自由に遊べる日です。(市立第5・6保育所)

### ●お楽しみ会

春のお楽しみ会(3月)、秋のお楽しみ会(11月)

### ●ぴょんちゃんくらぶ

おちつきがない、集団になじめないなどで心配されている親子のための小集団の遊びの場です。ひとりで悩まずご相談ください。

### ●サークル支援

お母さんたちが子育てを通して仲間を作り、つながっていける、ホッと息抜きして気分転換できる、そんな仲間作りや場所作りができるのが子育てサークルです。

- ・クローバー(40代で第1子出産ママのサークル)
- ・ぼちぼち(しょうがいのある子とその家族のサークル)
- ・にっこり twins(双子、三つ子を育てている親と子のサークル)
- ・和ールド(外国にルーツをもつ子を育てている親と子のサークル)



### ●支援センター

さくら(第1保育所内2階) 向日町北山21

こすもす(第5保育所内2階) 寺戸町三ノ坪14

ひまわり(第6保育所内) 上植野町地田5-3



# ファミリーサポートセンター

/ 寺戸町東野辺31(向日市保健センター内 2階) TEL・FAX 932-7831

ファミリーサポートセンターは、子育てにサポートの必要を感じたとき、あるいは子育てと仕事の両立に悩んだときに、依頼会員として登録していただくと、子育てのお手伝いをしていただける援助会員（有償ボランティア）を紹介させていただきます。会員同士の交流会も実施しています。

『サポートを受けたい人』（依頼会員）と『サポートをしてあげたい人』（援助会員）をセンターが橋渡しをして、地域の中で支えあっていく制度です。会員登録は無料です。

- 利 用
  - 保育所、幼稚園、放課後児童クラブやおけいこの送迎
  - 保護者の通院で子どもを連れて行けないとき
  - 冠婚葬祭などで子どもを連れて行けないとき
  - 休養やリフレッシュしたいとき
  - 買い物などの外出のとき
  - その他サポートが必要なとき

- 利 用 料
    - 平 日（月～金曜日）午前7時～午後8時：1時間700円
    - // 上記以外の時間帯：1時間800円
    - 土・日・祝祭日（12月29日～1月3日）：1時間800円
- ※兄弟姉妹の場合 2人目は半額

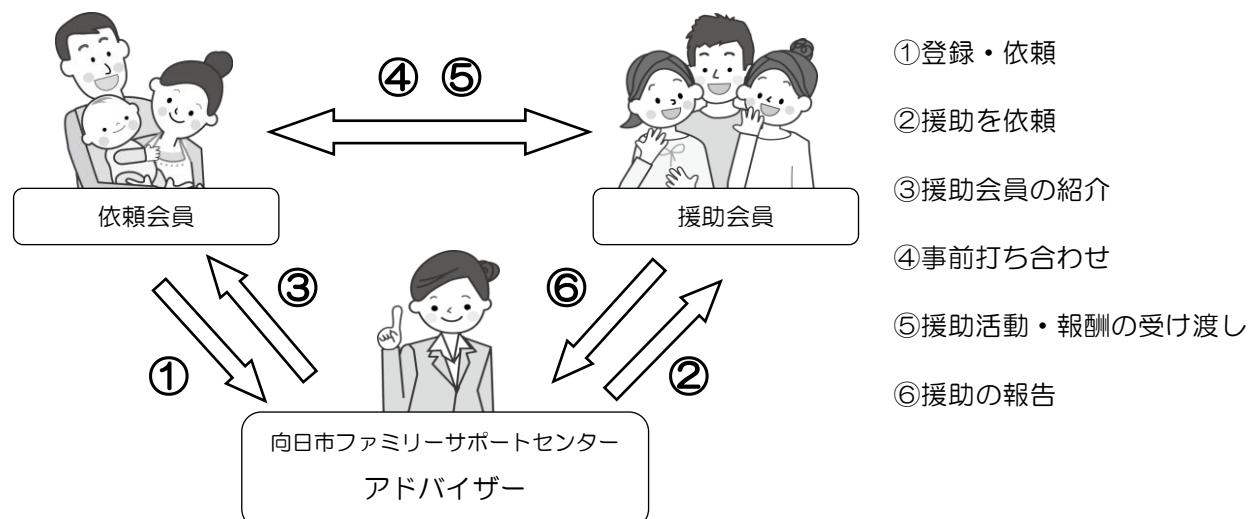
## ☆会員になるには

依頼会員：向日市内に在住または在勤し、生後2か月からおおむね10歳までの児童の保護者。随時登録を受け付けています。

援助会員：向日市内に在住し、子育てのお手伝いをしたい人。

※センターが主催する講習会（無料）を受講し、講座修了後、援助会員として登録、有償ボランティアとして活動していただきます。

## 援助活動の流れ



## ☆補償保険制度について

万一の事故に備え、センターは補償保険に加入しています。会員の負担はありません。

## || 地域子育て支援拠点

/ 子育て支援課 子育て支援係 (874-2647) [kosodate@city.muko.lg.jp](mailto:kosodate@city.muko.lg.jp)

地域子育て支援拠点は、主に就園前の親子が地域の身近な場所で気軽に集い、子育てについての相談や情報の提供を行う場所です。

### ①つどいのひろば ねこばす / TEL：203-7738

- ・住 所：向日市寺戸町七ノ坪141 SU・BA・CO 1階
- ・開設日：月・火・水・金・土曜日 午前10時～午後3時

※お昼を過ごされる方は、午前11時40分～午後0時20分はランチタイムですのでお弁当をご持参ください。

### ②まこと幼稚園 マナ・ハウス / TEL：921-2202

- ・住 所：向日市鶴冠井町山畠28
- ・開所日：月曜日～金曜日（午前9時30分～午後2時30分）

※祝日・まこと幼稚園の休園日は休み

### ③子育てひろば さくらんぼ / TEL：950-0153

- ・住 所：向日市寺戸町瓜生28-48
- ・開設日：火曜日・木曜日・金曜日（午前9時～午後2時）

※祝日・第5週は休み

## || 利用者支援事業

/ 子育て支援課 子育て支援係 (874-2647) [kosodate@city.muko.lg.jp](mailto:kosodate@city.muko.lg.jp)

子育て中の方・妊娠されている方を対象に、子育てに関する情報の提供や、育児相談・アドバイスを行っています。

●子育て相談室 こねくと・すぐすぐ / TEL：203-7738

●まこと幼稚園 マナ・ハウス / TEL：921-2202

●子育てひろば さくらんぼ / TEL：950-0153

## 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) / 子ども家庭課 (874-3451) kodomo@city.muko.lg.jp

家庭において、保護者の病気や出産・育児疲れなどの理由で、一時的に養育することが困難となった場合にお子さんを施設において一定期間お預かりします。

宿泊を利用できるショートステイと、宿泊を伴わずに夕方から夜にかけて利用できるトワイライトステイがあります。

### ●ショートステイ（短期入所生活援助）

- 対象：市内に住む0歳から概ね10歳までの児童
- 利用期間：1回の利用につき7日以内 ※やむを得ない事情がある場合に限り延長が可能
- 利用料：(1日につき)

	2歳未満	2歳以上
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

※生活保護世帯の自己負担はありません。

### ●トワイライトステイ（夜間養護）

- 対象：市内に住む0歳から概ね小学校低学年までの児童
- 利用期間/時間：1か月以内 ※やむを得ない事情がある場合に限り延長が可能  
平日 概ね午後6時から午後10時まで  
休日 概ね午前9時から午後5時まで
- 利用料：(1日につき)

	平日	休日
市民税非課税世帯	300円	350円
その他の世帯	750円	1,350円

※生活保護世帯の自己負担はありません。

### ●委託施設

- 社会福祉法人 大阪水上隣保館 児童養護施設 遙学園 (大阪府三島郡島本町5丁目3-18)
- 社会福祉法人 大阪水上隣保館 大阪水上隣保館 乳児院 (大阪府三島郡島本町5丁目3-20)
- 社会福祉法人 京都府社会福祉事業団 桃山学園 (京都市伏見区桃山町遠山50)
- 社会福祉法人 青葉学園 (京都府亀岡市稗田野町太田高星7)
- 社会福祉法人 盛和福祉会 京都大和の家  
児童養護施設・乳児院 (京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字笛竹37)
- 社会福祉法人 福朗 ヴェインテ (京都市山科区大塚南溝町24-2)

## 2. 保育所・認定こども園・小規模保育所

### 子ども・子育て支援新制度

/ 子育て支援課 保育係 (874-2659) kosodate@city.muko.lg.jp

保育所の利用を希望する場合、保育を必要とする認定と、利用時間の認定を受ける必要があります。

#### ●保育を必要とする認定

保護者のいずれもが、次の①～⑨のような保育を必要とする乳幼児

- |  |                       |
|--|-----------------------|
| ①就労（1ヶ月64時間以上ある必要があります。）   | ②妊娠・出産（出産予定日の前後2ヶ月）   |
| ③保護者の疾病・障がい  | ④同居親族の介護・看護           |
| ⑤災害復旧  | ⑥求職活動（離職日または入所日から3ヶ月） |
| ⑦就学  |                       |
| ⑧育児休業取得時に、既に向日市の認可保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要であること<br>(育児休業取得中は、入所した月のうちに元の職場に復帰する場合のみ、新規の申込みが可能です。) |                       |
| ⑨その他福祉的配慮が必要と認めた場合   |                       |

#### ●保育の利用時間

保育の事由	保育の必要量		有効期間
	保育短時間 午前8時～午後4時 (最大) <sup>注1</sup>	保育標準時間 午前7時～午後6時 (最大)	
就労	就労時間+通勤時間により判断		小学校就学前まで (3号認定の場合は満3歳の誕生日の前々日まで)
妊娠・出産	保護者の希望により可	○	出産予定日の前後2ヶ月
保護者の 疾病・障がい	通院の場合(原則)	○	
同居親族の 介護・看護	保護者の希望により可	○	必要がなくなるまでの期間
災害復旧			
虐待やDVの おそれがあること			
求職活動	○	—	離職日または 入所日から3ヶ月
就学	○	○	卒業または修了まで
育児休業 (継続児童のみ)	○	—	育児休業の対象となる児童が 満2歳に達する月の月末まで

注<sup>1</sup> ニチイキッズ洛西口保育園は午前9時～午後5時となります。

- 市内すべての認可保育所で延長保育(午後6時から午後7時まで※)を実施しています。(保育料とは別に料金がかかります。) ※かおりのはなほいくえんは午後8時まで

## 保育所等の入所

/ 子育て支援課 保育係 (874-2659) kosodate@city.muko.lg.jp

●保育料 保育料徴収基準に基づき、原則として児童と生計を一にしている方全員の市民税の所得割の額に応じて決定します。（4月分から8月分までは前年度の市町村民税の所得割の額、9月分から3月分までは当該年度の市町村民税の所得割の額）

●申請 4月1日入所 … 10月頃：申込用紙を配布

11月頃：受付

1月下旬：入所承諾及び認定証の発送

途中入所（毎月1日）… 前月の15日までに申請書類を提出 20日頃に入所決定

※保育所の受け入れ状態により入所できない場合があります。

## 保育所等一覧

市立第1保育所	
住所	向日町北山21
電話	921-4416
設置者	向日市
定員	230名
対象年齢	57日目～就学前
特別保育	延長保育 一時的保育
子育て支援センター「さくら」併設	

市立第5保育所	
住所	寺戸町三ノ坪14
電話	932-1819
設置者	向日市
定員	120名
対象年齢	57日目～就学前
特別保育	延長保育
子育て支援センター「こすもす」併設	

市立第6保育所	
住所	上植野町地田5-3
電話	933-1212
設置者	向日市
定員	150名
対象年齢	57日目～就学前
特別保育	延長保育
子育て支援センター「ひまわり」併設	

私立さくらキッズ保育園	
住所	上植野町南開60-1
電話	933-0200
設置者	のぞみ 社会福祉法人 希望福祉会
定員	30名
対象年齢	57日目～3歳児未満
特別保育	延長保育

私立華月つばさ保育園	
住所	寺戸町寺田1-8
電話	924-0283
設置者	はっこうふくしかい 社会福祉法人 博光福祉会
定員	120名
対象年齢	生後5か月～就学前
特別保育	延長保育

私立アスク向日保育園	
住所	物集女町森ノ下1-1
電話	935-5533
設置者	社会福祉法人 アスクこども育成会
定員	110名
対象年齢	57日目～就学前
特別保育	延長保育

私立レイモンド向日保育園	
住所	森本町石田13-3
電話	874-6083
設置者	社会福祉法人 檸檬会 <small>れもんかい</small>
定員	180名
対象年齢	57日目～就学前
特別保育	延長保育 一時的保育 休日保育

私立かおりのはなほいくえん	
住所	寺戸町東田中瀬12-2
電話	931-7070
設置者	社会福祉法人 物集女福祉会
定員	100名
対象年齢	57日目～就学前
特別保育	延長保育 病児・病後児保育 ※かおりのはなほいくえん病児保育室と連携

私立もすめこども園	
住所	物集女町南条65
電話	925-3838
設置者	社会福祉法人 大原野児童福祉会
定員	150名（保育園） 5名（幼稚園）
対象年齢	57日目～就学前
特別保育	延長保育 一時的保育

私立あひるが丘こども園	
住所	物集女町北ノ口 65-2
電話	921-0005
設置者	社会福祉法人 洛西永正福社会 <small>らくさいえいしょうふくしかい</small>
定員	125名（保育園） 15名（幼稚園）
対象年齢	57日目～就学前
特別保育	延長保育 一時的保育

チエリーズハグ東向日園	
住所	寺戸町飛龍11-10
電話	921-5488
設置者	株式会社cheer コーポレーション
定員	18名
対象年齢	57日目～3歳児未満
特別保育	延長保育

こよりほいくえん東向日	
住所	寺戸町初田12-11
電話	925-3388
設置者	株式会社 ココリナ
定員	12名
対象年齢	57日目～3歳児未満
特別保育	延長保育

ニチイキッズ洛西口保育園	
住所	寺戸町七ノ坪139ペアティ洛西口2階
電話	935-7035
設置者	株式会社 ニチイ学館
定員	17名
対象年齢	57日目～3歳児未満
特別保育	延長保育

向日町ひまわり保育園	
住所	寺戸町瓜生22-12
電話	921-5151
設置者	一般社団法人 おかもと保育園
定員	12名
対象年齢	57日目～3歳児未満
特別保育	延長保育

あひるが丘ぴよぴよ保育園	
住所	寺戸町七ノ坪103フレアテス洛西口駅前ビル
電話	754-7658
設置者	社会福祉法人 洛西永正福社会 <small>らくさいえいしょうふくしかい</small>
定員	12名
対象年齢	57日目～3歳児未満
特別保育	延長保育

※ニチイキッズ洛西口保育園、チエリーズハグ東向日園、こよりほいくえん東向日、向日町ひまわり保育園、あひるが丘ぴよぴよ保育園は小規模保育事業所です。

一時預かり事業（一時的保育） / 市立第1保育所 TEL921-4416  
私立あひるが丘こども園 TEL921-0005  
私立レイモンド向日保育園 TEL874-6083  
私立もずめこども園 TEL925-3838  
子育て支援課 保育係 (874-2659) kosodate@city.muko.lg.jp

満1歳から就学前の児童で、保護者がパートなど不定期に仕事に出る場合や、病気、緊急な用事など一時に児童を保育できない場合に、保護者に代わって保育をする事業です。

●保育場所 第1保育所、あひるが丘こども園、レイモンド向日保育園、もずめこども園

●利用時間（保育） 平日 午前8時30分～午後4時  
土曜日 午前8時30分～正午

●利用料 1歳児 2,300円／日 2歳児 2,000円／日 3歳児以上 1,700円／日  
※給食費含む。

●登録 初めての方は、原則利用しようとする日の1週間前までに登録が必要です。詳細については、利用希望園にお問い合わせください。（受付時間 平日午前8時30分～午後4時）

※利用人数に制限がありますので、お待ちいただく場合やお断りする場合があります。あらかじめご了承ください。

※ご利用いただくにあたり、幼児食を食べられることなど、お預かりできる条件があります。詳細については、利用希望園にお問い合わせください。

休日保育事業 / 私立レイモンド向日保育園 TEL874-6083  
子育て支援課 保育係 (874-2659) kosodate@city.muko.lg.jp

満2歳から就学前の児童で、休日に、保護者のいずれもが就労、就学、職業訓練、傷病、災害、事故、看護などの理由によりご家庭でお子さんを保育できない場合に、そのお子さんを保育園でお預かりして保育する事業です。

●対象者 ①～④の全ての要件を満たす児童

- |                    |   |
|--------------------|---|
| ①4月1日時点で満2歳～就学前の児童 | ②向日市に住所を有している児童   |
| ③市内の認可保育所に入所している児童 | ④保護者のいずれもが就労等で、休日においても家庭で保育できない児童<br>(※休日就労証明書等の提出が必要です。) |

●保育場所 私立レイモンド向日保育園

●利用料 2歳児 3,000円／日  
3歳児以上 2,500円／日  
(別途) おやつ代 100円／日 ※昼食の提供はありませんので、昼食（お弁当等）の持参をお願いします。

●登録 保育所で休日保育利用の登録をしてください。

●利用申込 電話で申込みをしてください。（受付時間 平日午前8時30分～午後5時）

※利用人数に制限がありますので（1日につき概ね10名の定員）、お待ちいただく場合やお断りする場合があります。

## 向日市病児及び病後児保育事業 /

医療法人よこばやし医院病児・病後児保育カウベルキッズ TEL922-2468

社会福祉法人物集女福祉会かおりのはなほいくえん病児保育室 TEL931-1125

子育て支援課 保育係 (874-2659) kosodate@city.muko.lg.jp

お子さんが病気や病気の回復期に向かっているものの、まだ保育所などに通えない期間で、保護者が仕事などにおいて家庭で保育ができない場合に、診療所に併設した保育ルームで保育をします。

### ◎カウベルキッズ

#### ●対象者

- ・病気中または回復期の生後2か月から就学するまでの、保育所等に通園している児童
  - ・保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な児童
- ※病気中の場合、病状によっては利用できない場合もありますので、病児・病後児保育カウベルキッズにご相談ください。

#### ●保育場所

医療法人よこばやし医院病児・病後児保育カウベルキッズ（向日市鶴冠井町山畠 21-22）

TEL：922-2468

#### ●利用定員

1日につき4名

#### ●利用時間

月～金曜日：午前8時～午後8時 土曜日：午前8時～午後5時

※医院の開院日のみ預かり

※ご利用いただくにあたり、当日、午前10時までに診察を受けていただく必要があります。

#### ●利用料

2,000円／1日（向日市在住の児童）

※利用が10時間を超える場合は、1時間あたり200円が必要

※生活保護世帯の方は利用料2,000円が免除されます。

#### ●食費

600円／1日（食事代おやつ代）

#### ●利用期間

連続しての利用は、原則7日までです。

#### ●登録

病児及び病後児保育を利用する場合は、事前に医療法人よこばやし医院に登録をしてください。

#### ●登録に必要な持ち物

印鑑・母子健康手帳・健康保険証・医療費受給者証等

#### ●利用申込・予約

お電話で申し込みまたは予約をしてください。

※利用人数が多いときや感染症が重なるときは待機となる場合があります。

#### ●予約受付時間

<前日予約> 月曜日～金曜日：午後7時～午後8時

<当日予約> 月曜日～土曜日：午前8時～

※日曜日、祝日は受付できません。 ※予約受付時間以外の電話はご遠慮ください。

#### ●キャンセル

当日のキャンセルは、午前8時～午前8時30分までにお願いします。

※キャンセル待ちをしている方がおられますので、必ずお知らせください。

## ◎かおりのはなほいくえん病児保育室

- 対象者
- ・向日市内に居住する生後6か月以上から小学校4年生の児童
  - ・病気中や回復期にあって、集団保育が困難な児童
  - ・保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な児童
  - ・感染症のある場合も利用可能
- ただし、以下のような二次感染の可能性がある病気については、隔離室での保育となります。
- インフルエンザ・水痘・おたふくかぜ、風疹・ノロウイルス・ロタウイルス・RSウイルス・マイコプラズマ肺炎・とびひ等)
- ※結核・はしかに罹患されている児童及び流行性結膜炎・しらみ・当日に予防接種された児童などは、お預かりできません。
- ※頻回の下痢や嘔吐・喘息がきつい場合は状態により、お預かりできない場合があります。
- ※入院治療が必要な場合や医師が病児保育の利用が困難と判断した場合は利用できません。
- 保育場所
- 社会福祉法人物集女福祉会かおりのはなほいくえん病児保育室（向日市寺戸町東田中瀬3-2）  
TEL：931-1125
- 利用定員
- 1日につき5名
- 利用時間
- 月～土曜日：午前9時から午後6時まで  
※日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）・お盆は休み
- 利用料
- 2,000円／1日  
※送迎サービスを利用された場合は、送迎（タクシー）・受診費用（実費）が必要となります。  
※生活保護世帯の方は利用料2,000円が免除されます。
- 登録
- 事前に「向日市病児及び病後児保育事前登録票」に記入し、保険証・子育て支援証の写しを添えて、かおりのはなほいくえん病児保育室へ利用前日までに提出してください。（利用当日の登録はできません。）
- 利用申込・予約
- お電話で申し込みまたは予約をしてください。  
※食物アレルギーがある場合は、予約時にお伝えください。
- 利用手順
- 登室までに小児科医（かかりつけ医）に受診し、連絡票に病児保育利用が可能であるとの許可を受けて、連絡票に記載してもらってください。  
登室時に「向日市病児及び病後児保育事業利用申請書」及び「（医師）連絡票」をかおりのはなほいくえんに持参し提出してください。
- キャンセル
- 当日のキャンセルは午前9時から午前10時までにご連絡ください。  
※留守番電話に入れていただく場合は、お子様の氏名・生年月日・キャンセル日をご連絡ください。

## 認可外保育所に入所中の乳幼児に対する補助金 / 子育て支援課 保育係 (874-2659) kosodate@city.muko.lg.jp

向日市に住民登録がある乳幼児を認可外保育所に保育委託されている保護者に対して支給される補助金です。

- 対象者 生後57日を経過し、4月1日現在3歳未満の乳幼児を認可外保育所に委託している保護者  
※保護者が、保育を必要とする要件を満たしていることが必要です。

- 申請 請 申請書（入所証明）、保護者の在職証明等

- 交付額 月額 10,000円（申請月からの支給となります。）  
※月における出席日数が15日以内の場合、出席日数×500円となります。

令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所などを利用するにあたっての費用について、無償化の要件に該当される方は利用料が無償となります。詳しくは、無償化のページ（P21）をご覧ください。

## MEMO



### 3 幼稚園

#### 入園手続き

##### ●私立幼稚園への入園

各幼稚園は入園料や保育料の額及び入園願書の手続等が異なります。また、教育方針や各種行事、送迎バスや制服の有無等それぞれ特徴がありますので、各園に直接お問い合わせください。



#### 市内の幼稚園一覧

##### 向陽幼稚園

住 所 寺戸町西野辺25  
電 話 921-2525  
設置者 学校法人 京都西山学園  
ホームページ <https://www.koyo-kids.com/>

##### 成安幼稚園

住 所 寺戸町八反田32-1  
電 話 933-2218  
設置者 学校法人 京都成安学園  
ホームページ <https://kindergarten.seian.ac.jp>

##### まこと幼稚園

住 所 鶏冠井町山畠25  
電 話 921-2229  
設置者 学校法人 真善美三一学園  
ホームページ <https://makotokids.jp>

#### 私立幼稚園入園補助金・実費徴収に係る補足給付補助事業 / 子育て支援課 子育て支援係 (874-2647) [kosodate@city.muko.lg.jp](mailto:kosodate@city.muko.lg.jp)

幼稚園教育の一層の普及充実を図るため、本市に住民登録があり、市内外の私立幼稚園に通う満3歳児から小学校入学前の保護者に対して、「幼稚園入園補助」や「実費徴収に係る補足給付補助」を行っています。

##### ◎私立幼稚園入園補助金

- 対 象 市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯
- 申 請 通園先の幼稚園が窓口となります。
- 交 付 額 幼児教育・保育の無償化により補助ができない入園料

##### ◎実費徴収に係る補足給付補助事業

- 対 象 市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯及び多子世帯等
- 申 請 通園先の幼稚園が窓口となります。
- 交 付 額 給食費のうち副食費（おかず代やおやつ代等）月額上限 4,800円

#### 預かり保育 / 向陽幼稚園 TEL 921-2525

成安幼稚園 TEL 933-2218

まこと幼稚園 TEL 921-2229

保育園の一時預かり事業とは異なり、在園児が対象となり、幼稚園の平均的な教育時間4時間に加えて、延長的に児童を預かる事業です。預かり時間や利用料などは、幼稚園によって異なりますので、詳しくは園に直接お問い合わせください。

# 4 幼児教育・保育の無償化

## 幼児教育・保育の無償化

/ 子育て支援課 子育て支援係 (874-2647) kosodate@city.muko.lg.jp

### ●対象者

- ・住民税非課税世帯の0～2歳児（※保育の必要性について、市から認定を受ける必要があります。）
- ・3歳～5歳児

### ●対象となる施設・サービス

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園の預かり保育、障害児通園施設、企業主導型保育事業、認可外保育施設等（一時預かり事業、ファミリーサポートセンター、病児及び病後児保育事業）

### ●対象費用

- ・保育所、認定こども園等の保育料
- ・幼稚園の入園料、保育料は上限25,700円／月が無償化されます。（入園料かかる年については月割りにして計算します。）
- ・預かり保育（幼稚園・認定こども園）を利用し、保育の必要性の認定事由に該当する場合は、日額450円×利用日数が対象となります。ただし、3歳～5歳児は上限11,300円／月、住民税非課税世帯の満3歳（3歳になった日から次の3月31日まで）は上限16,300円／月となります。
- ・認可外保育施設等を利用し、保育の必要性の認定事由に該当する場合は、3歳～5歳児の保育料は上限37,000円／月、住民税非課税世帯の0～2歳児は上限42,000円／月が無償化されます。（ただし、保育所や幼稚園等を利用していない場合のみ。）

### ※注意点※

- ・通園送迎費、行事用費などは無償化の対象外となります。
- ・3歳～5歳児の主食費（ごはんやパン）、副食費（おかず・おやつ代）は原則無償化の対象外です。
- ・幼稚園の預かり保育の提供が平日通常教育時間とあわせて8時間以上かつ年間開所日数が200日以上の場合は、認定外保育施設等の利用部分は無償化の対象外となります。

### ●手続きについて

- ・無償化の対象となるには、申請が必要です。 詳しくは担当課へお問い合わせください。



## 5 小・中学校

市内の小・中学校 / 学校教育課 学校教育係 (874-2998) gakko@city.muko.lg.jp

学校名	住所	電話番号
向陽小学校	向日町南山3	921-0250
第2向陽小学校	物集女町南条70	932-1002
第3向陽小学校	森本町下森本30	932-1003
第4向陽小学校	寺戸町三ノ坪20	933-3388
第5向陽小学校	上植野町五ノ坪1	921-0001
第6向陽小学校	寺戸町大牧24	934-0403
勝山中学校	鶴冠井町楓畠24	921-1106
西ノ岡中学校	物集女町吉田1	922-4000
寺戸中学校	寺戸町蔵ノ町1	934-5311

### ●就学時健康診断

入学する前年の10月～11月に健康診断を実施します。

- 対象：小学校就学予定者
- 受診：10月中旬までに保護者へ健康診断の通知書をお送りしますので、指定された期日に受診してください。  
(広報むこうにて受診日を掲載します。)

### ●就学通知書

教育委員会は、1月末日までに小・中学校就学予定者の保護者に就学通知書と入学説明会の案内を送付します。

なお、1月以降に他の市町村から転入される方、または、就学通知書が届いた後、向日市内で転居される方は、市民課窓口で住所変更の手続きを済ませた後、新しい住所に基づいて就学通知書を発行しますので、学校教育課までお越しください。また、国立・府立・私立等の小・中学校に入学する場合は、入学許可書、就学通知書（発送済の場合）、印鑑をお持ちのうえ、学校教育課までお越しください。

### ●転校するとき

- 向日市立学校へ転校（転入）するとき

市民課窓口で住所変更の手続きを済ませた後、学校教育課までご連絡ください。学校教育課では、新しい住所に基づいて学校指定通知書を発行します。前の学校で発行された在学証明書と教科書給与証明書をお持ちのうえ、新しく通学される学校で転校の手続きをしてください。

- 他の市町村の学校へ転校（転出）するとき

在学中の学校で転校の手続きをしてください。

### ●通学区域の弾力化制度

向日市立の小・中学校に入学する場合、お住まいの住所により入学する学校（指定校）が決められています。通学区域の弾力化制度は、保護者やお子さんの希望により、入学したい学校を選ぶことができる制度です。

- 希望校制度（※希望者が多い場合は抽選となります。）

※令和5年度就学から当分の間、第4向陽小学校を希望校とする就学を停止します。ただし、同校に先に兄姉が在学している弟妹に限り、希望校として就学が可能です。

- 調整区域制度（※中学校のみ）

- 部活動制度（※中学校のみ）

## ●特別支援学級

障がいのある児童生徒の障がいの状態や発達の状況に応じた指導支援を行うために、特別支援学級を設置しています。

## ●通級指導教室

お子さんのことばやきこえ、発達について悩んでおられる保護者の方で、相談を希望される方は、在籍されている小中学校、保育所、幼稚園等を通じて各市立小中学校に申し込んでください。

- ・設置場所：各市立小中学校

## 就学援助制度 / 学校教育課 学校保健係 (874-3068) [gakko@city.muko.lg.jp](mailto:gakko@city.muko.lg.jp)

向日市では、小・中学校の児童生徒の学用品費や給食費などでお困りのご家庭に対して、必要な費用を援助する制度を設けています。

### ●主な対象

- ・ひとり親家庭など児童扶養手当を受給されているご家庭
- ・市民税が非課税のご家庭
- ・国民年金保険料の免除を受けているご家庭
- ・その他、収入が少なく経済的な援助が必要と認められるご家庭など



## 放課後児童健全育成事業～放課後児童クラブ～

## / 生涯学習課 (874-2987) [gakusyu@city.muko.lg.jp](mailto:gakusyu@city.muko.lg.jp)

保護者が労働等により昼間家庭にいない市内に在住する小学生に対し、放課後に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的に事業を実施しています。

※入会には、申請手続きが必要です。公立の児童会は1年生～4年生が対象です。

(公立) 第1留守家庭児童会（向陽小学校内） 第2留守家庭児童会（第2向陽小学校内）

第3留守家庭児童会（第3向陽小学校内） 第4留守家庭児童会（第4向陽小学校内）

第5留守家庭児童会（第5向陽小学校内） 第6留守家庭児童会（第6向陽小学校内）

(民間) • もすめクラブ

住所：向日市物集女町南条65番地 もすめこども園2F TEL：925-3838

• 放課後クラブ251（にこいち）

住所：向日市寺戸町殿長5 マナティスイミングスクール2階 TEL：963-5920

• 放課後児童クラブKULALA（クララ）

住所：向日市寺戸町渋川1-1 水車ビル104号 TEL：950-9069

## 子どもの健全育成 / 生涯学習課 (874-2987) [gakusyu@city.muko.lg.jp](mailto:gakusyu@city.muko.lg.jp)

向日市では、下記団体が次代を担う子ども達の健やかな成長を願い、各種活動を行っています。

・向日市子ども会育成連絡協議会

・向日市青少年健全育成連絡協議会

・向日市少年補導委員会

## 6 各種手当と制度

向日市不妊治療助成制度 / 健康推進課 (874-2697) kenko@city.muko.lg.jp

不妊治療を受けておられる方の医療費を一部助成します。

京都府内に一年以上住んでいる方が対象で、不妊治療のうち、保険適用のある不妊治療及び不育症治療と原因を特定するための検査、先進医療に対して助成します。詳しくはお問い合わせください。

児童手当

/ 子育て支援課 子育て支援係 (874-2647) kosodate@city.muko.lg.jp

児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちに資することを目的として、児童を養育している方に支給する手当です。

●対象者 向日市に住民登録があり、高校生年代まで（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している方

●申請 窓口で申請書を提出

※出生の場合：お生まれになった日の翌日から15日以内

転入の場合：転入された日の翌日から15日以内

※公務員の方は、勤務先（所属庁）で申請してください。

●支給額

・0歳～3歳未満（第1子、第2子）	·····	15,000円/人/月
（第3子）	·····	30,000円/人/月
・3歳～高校生年代（第1子、第2子）	·····	10,000円/人/月
（第3子以降）	·····	30,000円/人/月

●支給月 2・4・6・8・10・12月（各支給月の前月2か月分を支払）



## 向日市国民健康保険加入者の出産育児一時金 /

医療保険課 医療給付係 (874-2719) hoken@city.muko.lg.jp

向日市国民健康保険に加入している方が分娩された場合に、出産育児一時金を支給しています。

●対象者 分娩日に向日市国民健康保険の資格を有する方

直接支払制度とは、ご本人様と医療機関等の合意に基づき、支給額を限度に保険者が医療機関等へ分娩費用を直接支払う制度です。

●申請 直接支払制度を利用される場合

市役所での手続き不要

(ただし、分娩費用額が下記の支給額に満たなければ、差額支給の申請が必要です。)

### 直接支払制度を利用されない場合、差額支給の申請をされる場合

市役所での手続きが必要

- ・市民課に出生届を提出後、医療保険課窓口で「出産育児一時金支給申請書」を記入し申請してください。
- ・必要なもの…分娩された方の被保険者証、世帯主の振込口座のわかるもの、分娩費用の領収・明細書、直接支払制度合意文書（原本）、産科医療補償制度に加入している場合は「産科医療補償制度加入機関」の押印が確認できる書類

●支給額 産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩した場合

1児につき500,000円（令和5年4月1日以降の分娩の場合）

1児につき420,000円（令和5年3月31日以前の分娩の場合）

### 産科医療補償制度に加入していない医療機関等で分娩した場合

1児につき488,000円（令和5年4月1日以降の分娩の場合）

1児につき408,000円（令和4年1月1日～令和5年3月31日の分娩の場合）

※社会保険にご加入の方は、勤務先等にご確認ください。

## (国民健康保険)産前産後期間の保険料免除 /

医療保険課 賦課収納係 (874-2793) hoken@city.muko.lg.jp

出産予定日または出産日が属する月の前月からの4か月分（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前からの6か月分）の所得割額と均等割額の全額が免除となります。なお、出産とは妊娠85日（4か月）以上の分娩（死産、流産、早産を含む）をいいます。

出産予定日の6か月前から届出可能です。向日市の国民健康保険に加入されていない方は対象外です。

## (国民年金)産前産後期間の保険料免除 /

市民課 年金係 (874-2841) shimin@city.muko.lg.jp

出産予定日または出産日が属する月の前月からの4か月分（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）の国民年金保険料が免除となります。なお、出産とは妊娠85日（4か月）以上の分娩（死産、流産、早産を含む）をいいます。

出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。平成31年2月1日以降に出産された国民年金第1号被保険者の方が届出の対象です。

## 未熟児養育医療給付制度 /

医療保険課 福祉医療係 (874-2798) hoken@city.muko.lg.jp

出生時の体重が2,000グラム以下または身体の発育が未熟なまま出生した子どもが、指定養育医療機関へ入院した場合に入院医療費を給付しています。

●対象者 向日市に住所を有し、医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の未熟児で、一定の条件に該当する方

●給付対象 入院治療における健康保険法の対象となる医療及び入院食事代（ミルク代）が給付の対象です。

なお、おむつ代などの保険対象外の費用は実費負担です。また、所得に応じて費用の一部負担があります。

●申請 お子様の健康保険証・養育医療意見書・京都子育て支援医療受給者証・世帯員及び扶養義務者の市民税額等が確認できる書類をご用意のうえ、医療保険課窓口で申請してください。

なお、市民税額等が確認できる書類は申請時期により、ご用意いただく年度が異なります。

## 京都子育て支援医療費助成制度 /

医療保険課 福祉医療係 (874-2798) hoken@city.muko.lg.jp

健やかに子どもを産み育てる環境づくりの一環として、乳幼児及び児童・生徒の健康保持増進を図ることを目的に、医療機関などにかかる場合の健康保険各法による自己負担額を助成しています。

●対象者 0歳から高校卒業まで（国民健康保険や社会保険に加入している方）

●申請 健康保険証（お子さんのお名前が記載されているもの）を持参のうえ、医療保険課窓口で申請してください。

●利用方法 受給者証を交付しますので、医療機関へ提示してお使いください。なお、高校生については受給者証の交付はありません。

●助成費 健康保険証を使って医療機関にかかったときは、下記の一部負担金を差し引いた額を助成します。

	0歳から中学校卒業まで	高校1年生から3年生まで (就学していない方を含む)
入院	1か月 1医療機関／0円 (あさぎ色の受給者証)	1か月 1医療機関／0円 ※ (受給者証なし)
通院	1か月 1医療機関／200円 (あさぎ色の受給者証)	

※高校生の入院費用助成には、現物給付はありません。負担された医療費を申請により払い戻します。

### ●心臓手術術前検査

心臓手術のための術前検査を受けた児童（18歳未満）に対して、援護費が支給されます。

### ●小児慢性特定疾病医療

慢性疾患にかかり、指定を受けた医療機関で治療を受ける18歳未満の方の医療費を、公費で負担されます。

### ●特定疾患医療

特定疾患に指定されている疾患に罹患した方のその医療費について、公費負担されます。なお、重症者以外は一部自己負担が必要です。

### ●先天性代謝異常等検査

生まれつき体の酸素の働きが悪いためなどにより、体調不良や知的障害等をおこす病気を早期に発見し、治療に結びつけるための血液検査が受けられます。

次の世帯の方は、採血・指導料が無料になります。（出産前に手続きをお済ませください。）

- ・生活保護を受けている世帯
- ・当該年度分の市町村民税非課税世帯
- ・前年分の所得税非課税世帯

## ● その他の支援制度

名 称	対 象	お問い合わせ先
助産施設入所制度	入院助産を受けることが経済的に困難な妊娠婦の方を対象とし、指定の助産施設において出産する制度	向日市子ども家庭課 874-3451
向日市交通遺児奨学金	交通事故により親等を失った高校生までの児童に対して奨学金を支給	向日市子育て支援課 874-2647
交通遺児奨学金	交通事故により親等を失った高校生までの児童に対して奨学金を支給	京都府府民生活部 安心・安全まちづくり推進課 414-5079
高校生給付型奨学金	生活保護世帯または母子世帯・父子世帯・児童世帯・身体障がい者世帯・長期療養者世帯で市町村民税非課税世帯の児童が、高等学校等へ進学される場合に、入学支度金や奨学金等を支給	京都府乙訓保健所 933-1154
技能修得資金	経済的に困難な家庭の子が技能修得施設で修学する場合に資金を支給	京都府乙訓保健所 933-1154

## 7 ひとり親家庭の方に

### ひとり親家庭医療助成制度

/ 医療保険課 福祉医療係 (874-2798) hoken@city.muko.lg.jp

ひとり親家庭の児童とその親、または両親のいない児童が、医療機関などにかかる場合に、健康保険各法による自己負担額を助成しています。

●対 象 18歳未満の児童または高校卒業までの児童のいるひとり親家庭の児童とその親

※所得等の制限があります。なお、所得制限等の関係で毎年8月に更新します。

前年度受給対象外となられた方も、新たに対象となる場合もありますのでご確認ください。

●申 請 健康保険証、必要書類を持参のうえ医療保険課窓口で申請してください。

(事前にお問い合わせください。)

●利用方法 受給者証を交付しますので、医療機関へ提示してお使いください。

### 児童扶養手当

/ 子育て支援課 子育て支援係 (874-2647) kosodate@city.muko.lg.jp

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を通して児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する手当です。

●対 象 者 ひとり親家庭の児童または父（母）が障害基礎年金のほぼ1級程度の重度の障がいの状態にある家庭

の児童（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）を監護・養育する方

※児童に中程度以上の障がいがある場合は20歳の誕生日が属する月まで。

●申 請 窓口で面接を行い必要書類を案内。その後申請となります。

※面接及び申請は申請者ご本人に限ります。

●支 給 額 月額 第1子 全額支給 45,500円

一部支給 10,740円～45,490円 （※所得に応じて決定されます。）

第2子 全部支給 10,750円加算

一部支給 5,380円～10,740円加算 （※所得に応じて決定されます。）

第3子以降 全部支給 6,450円加算

（一人につき）一部支給 3,230円～6,440円加算 （※所得に応じて決定されます。）

※令和6年10月分から第3子以降の加算額が第2子と同額になります。

※申請月の翌月分からの支給となります。

※所得等の制限があります。

●支 給 月 1・3・5・7・9・11月（各支給月の前月2か月分を支払）

## 向日市児童福祉手当

/ 子育て支援課 子育て支援係 (874-2647) [kosodate@city.muko.lg.jp](mailto:kosodate@city.muko.lg.jp)

両親またはそのどちらかが死亡、離婚などでいない（行方不明等を含む。）児童もしくは身体または知的障がいのある児童を養育している方に対する手当です。

●対象者 向日市に住民登録があり、次の①または②に該当し、かつ前年度の市民税が非課税世帯（生活保護世帯を含む。）の方

①18歳までの子どもを養育しているひとり親家庭の方

②身体または知的に障がいのある児童を養育している方

●申請 窓口申請 《郵送可》

※毎年申請が必要です。

●支給額 児童1人につき 1,000円 / 月（申請月からの支給となります。）

## MEMO



## その他の支援制度

名 称	対 象	お問い合わせ先
通勤定期乗車券 特別割引	児童扶養手当受給者 【受給者のJR通勤定期乗車券が3割引になる資格証明書、購入証明書を発行】	向日市子育て支援課 874-2647
ひとり親家庭府営住宅 特定目的優先入居	ひとり親家庭の方 【一般募集とは別に入居を募集】	向日市子育て支援課 874-2647 (京都府住宅供給公社 432-2018)
母子家庭奨学金	乳児から高校生までの児童を養育している母子家庭の母 ※所得制限無し、併給制限有り	京都府乙訓保健所 933-1154
自立支援教育訓練 給付金	児童扶養手当受給者または同等の所得水準のひとり親家庭の父母で、就職をめざして資格取得のために講座等を受講されている方 【受講者が支払った教育訓練経費（入学金、受講料）の60%相当額（上限20万円（修学年数×20万円）または40万円（修学年数×40万円）、1万2千円以下は対象外）を支給】 ※上限額は受講講座の種類によってことなります ※受講前に審査手続き必要	向日市子育て支援課 874-2647
高等職業訓練 促進給付金	児童扶養手当受給者または同等の所得水準のひとり親家庭の父母で、看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等の資格を取得するための養成機関に通学されている方 ※修業期間の1か月前までに要相談	向日市子育て支援課 874-2647
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	最終学歴が中学校卒であるひとり親家庭（20歳未満の児童を扶養している者）の親で、民間事業者などが実施する対象講座（通信講座を含む）を受講されている方 ※最大、受講費用の6割を支給（上限15万円） ※受講前に審査手続き必要	向日市子育て支援課 874-2647
母子父子寡婦 福祉資金貸付	20歳未満の児童を扶養している母子（父子）家庭の父母、寡婦、への、就学支度金、修学資金、技能修得資金、修業資金等の貸付 ※所得制限等の一定条件有り	京都府乙訓保健所 933-1154
養育費確保支援事業	児童扶養手当受給者または同等の所得水準のひとり親家庭の父母で、以下に該当する方 ・養育費の取り決めに関する債務名義（公正証書等）を有している方 ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方	向日市子育て支援課 874-2647

# 8 障がいのあるお子さんに

## 手当・給付

### ●障害児福祉手当

- ・対 象：重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方
- ・申 請：障がい者支援課窓口にお越しください。※所得制限など支給制限があります。
- ・支 給 額：15,690円／月（物価スライド制により改定あり）

### ●特別児童扶養手当

- ・対 象：中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者
- ・申 請：子育て支援課窓口にお越しください。※所得制限など支給制限があります。
- ・支 給 額：1級：55,350円／月 2級：36,860円／月

### ●軽・中等度難聴児支援事業

- ・対 象：身体障害者手帳の交付の対象とならない軽・中等度の難聴児
- ・申 請：障がい者支援課窓口にお越しください。※必ず購入または修理の前にご相談ください。
- ・費用負担：原則、購入または修理を希望する補聴器の基準額の3分の1（住民票上の世帯全員の市民税課税状況等に応じて負担額が決定されます。）

### ●補装具の購入・修理費用の支給

- ・対 象：身体障害者手帳の交付を受けた方または難病の方で、補装具の種目ごとに定められた基準に該当する方
- ・申 請：障がい者支援課窓口にお越しください。※必ず購入または修理の前にご相談ください。
- ・支 給：身体に障がいのある方または難病の方が、補装具を購入、修理または貸与する際の費用の一部  
※原則として購入・修理費用の1割が自己負担となります。世帯の課税状況等に応じて負担上限額が設定されます。

補装具とは、障がいがある部分の身体機能を補うもので、姿勢保持装置、装具、車いす、眼鏡、補聴器などがあります。

### ●日常生活用具の給付

- ・対 象：身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方または難病の方で、用具ごとに定められた基準に該当する方
- ・申 請：障がい者支援課にお越しください。※必ず購入または修理の前にご相談ください。
- ・支 給：障がいのある方がより円滑に日常生活を営めるよう、入浴補助用具、たん吸引器などの日常生活用具を購入または貸与する際の費用の一部  
※原則として費用の1割が自己負担となります。世帯の課税状況等に応じて負担上限月額が設定されます。



## 手帳の交付 / 障がい者支援課 (874-2574) syogai@city.muko.lg.jp

身体に障がいのある方などに交付されます。障がいの程度によって電車やバスなどの料金の割引、税の控除などが受けられます。

### ●身体障害者手帳

- 対象：目、耳、言語、肢体、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能などに永続する障がいがある方（府が審査のうえ該当すると認定された方に、手帳が交付されます。）

### ●療育手帳

- 対象：京都府家庭支援総合センター等において知的障がい児（者）と判定された方

### ●精神障害者保健福祉手帳

- 対象：精神疾患により、長期にわたって日常生活または社会生活において制約がある方  
※電車やバスなどの料金の割引は対象外です。

## 児童発達支援センター

京都府立こども発達支援センター（すてっぷセンター）

（京田辺市田辺茂ヶ谷186-1 TEL 0774-64-6141）

※医療、リハビリテーション、保育等の連携による総合的な療育を行う施設です。

## 障がい者医療助成制度

/ 医療保険課 福祉医療係 (874-2798) hoken@city.muko.lg.jp

障がいのある方が、医療機関などにかかられた場合に、健康保険各法による自己負担額を助成しています。

### ●対象 6歳未満の方及び6歳以上で後期高齢者医療の被保険者でない方で、以下に該当する方

- ①身体障害者手帳1～3級の方
  - ②精神障害者保健福祉手帳1級の方
  - ③療育手帳Aの方
  - ④療育手帳をお持ちでIQ35以下の方
  - ⑤身体障害者手帳3級をお持ちでIQ50以下の方
  - ⑥精神障害者保健福祉手帳の再認定の際に、1級から2級に変更になった方(次回の認定を受けるまで)
  - ⑦精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちで、身体障害者手帳3級又はIQ50以下の方
- ※所得等の制限があります。なお、所得制限等の関係で毎年8月に更新します。前年度、受給対象外となられた方も、新たに対象となる場合があります。

### ●申請 健康保険証及び身体障害者手帳、精神障害者保健福祉または療育手帳を持参のうえ、医療保険課窓口で申請してください。

### ●利用方法 受給者証を交付しますので、医療機関へ提示してお使いください。

## 障害児通所支援事業 / 障がい者支援課 (874-3593) syogai@city.muko.lg.jp

療育等の指導を必要とする児童等に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

### ●申 請 障がい者支援課窓口にお越しください。

※申請時に障がい者支援課で聞き取り調査等を行います。

### ●利 用 交付された受給者証を提示して各事業者と契約を結んでください。

※原則、費用の一部が自己負担となります、世帯の課税状況等に応じて負担上限額が設定されます。

## 短期入所事業・日中一時支援事業

### / 障がい者支援課 (874-3593) syogai@city.muko.lg.jp

短期入所事業は、保護者が病気などの場合に、短期間、障がい児等を施設で預かり、入浴や食事の介助などを行うものです。

日中一時支援事業は、保護者の就労支援や一時的な休息を目的に、主に日中の時間帯に、障がい児等を施設で預かり、活動の場を提供するものです。

### ●申 請 障がい者支援課窓口にお越しください。

※申請時に障がい者支援課で聞き取り調査等を行います。

### ●利 用 交付された受給者証を提示して各事業者と契約を結んでください。

※原則、費用の一部が自己負担となります、世帯の課税状況等に応じて負担上限額が設定されます。

## 育成医療 / 障がい者支援課 (874-2574) syogai@city.muko.lg.jp

肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、平衡機能障がい、音声障がい、言語機能障がい、心臓疾患、腎臓疾患その他先天性内臓疾患等のある児童が、手術等の医療を受けることにより確実な治療効果が期待できるとき、その医療費の一部が公費負担されます。

### ●対 象 18歳未満の身体障がい児（身体障害者手帳をもっていなくても可。）

### ●給 付 医療保険の自己負担相当額の一部

原則として、医療費総額の1割が自己負担となります、同一健康保険加入世帯員の市町村民税の課税状況によって、負担上限月額の設定があります。（所得制限あり）

## 9 相談窓口

子育てが不安である、負担であると思われたときは、周囲の人や相談機関に助けを求めることが大切です。ぜひ活用してください。気持ちを話すこと、解決の糸口が見つかるかもしれません。人に助けを求める「勇気」をもちましょう。

### 子どもの虐待って何？

親や保護者は、「しつけである。虐待ではない」と主張しますが、たとえしつけのつもりであっても、親の意図に反して、子ども自身にとって体罰やひどい言葉は有害であると認識することが大切です。また、虐待されて育った子どもは、自分が親になったときに、虐待を繰り返すということが指摘されています。

#### 子どもの虐待には、大きくわけて次の4タイプがあります

##### 1 身体的虐待

- ①殴る、ける、たばこの火を押しつけるなど、身体に傷を負わせる。
- ②生命に危険のあるような行為をする。

##### 2 心理的虐待

- ①ひどい言葉で子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ②極端に無視したりすることによって、子どもを情緒的に不安定にしたり、心理的な傷を負わせる。
- ③他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする。
- ④子どもの目の前で家庭内暴力を行う（子どもへの被害が間接的なものも含む）。

##### 3 ネグレクト（保護の怠慢、拒否）

- ①子どもの発育、健康に必要な衣食住の世話をせずに放置する。
  - ②病気やけがをしてても病院に連れていかない。
  - ③乳幼児を家に置いたまま、たびたび外出する。
  - ④極端に不潔な環境で生活させる。
- ※保護者以外の同居人による健康状態や安全をそこなう行為は、子ども虐待・保護者のネグレクトです。

##### 4 性的虐待

- ①性的ないたずらをする。
- ②子どもへの性交や性的行為を強要する。

こども相談 / 子ども家庭課（933-1199） [kodomo@city.muko.lg.jp](mailto:kodomo@city.muko.lg.jp)

子育てはひとりでできるものではありません。誰かの助けが必要なときもあります。向日市では専門相談員を配置し、子どもに関する総合的な窓口として「家庭児童相談室」を設置しています。自分ひとりで悩まないでお気軽にご相談ください。

●利用方法 電話、面接により相談に応じます。

●相談日時 月～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）午前9時～午後4時

- ・家庭児童相談 家庭内での子どもの養育、しつけ、虐待など児童に関するさまざまな悩みについての相談に応じます。
- ・ひとり親家庭等相談 ひとり親家庭の各種相談等に応じます。
- ・就学児童相談 子どもの学校生活（いじめ、人間関係など）、非行及び不登校などさまざまな悩みについての相談に応じます。

## 教育相談 / 学校教育課 教育相談担当 (874-2998) gakko@city.muko.lg.jp

児童生徒や保護者を対象に「心」や「子育て」の悩みに応えるため、教育・心理専門の教育相談員を配置し、週2回の相談日を設けています。

●対 象 向日市在住の児童生徒や保護者

●相 談 日 毎週火曜日及び木曜日 午前10時～正午、午後1時30分～午後4時（要予約）  
※学校休業日、祝日等は実施しません。

●場 所 向日市役所別館 教育相談室

●予 約 学校教育課 教育相談担当

## ひまわり広場 / 学校教育課 教育相談担当 (874-2998) gakko@city.muko.lg.jp

不登校の児童生徒を対象に、向日市天文館内で「ひまわり広場」を開設しています。

長期間にわたり小・中学校を欠席している児童生徒に対し、個々の実態に応じた相談活動や体験学習等を通して、主体性、自発性を育成し学校復帰や社会的自立を目指して支援しています。

## 身近な相談窓口・連絡先一覧

児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止に関するあらゆるご相談を受け付けています。

あなたの地域の相談窓口を書き込んでおきましょう。

名 称	電 話	所 在 地
向日市家庭児童相談室 (子ども家庭課)	933-1199	寺戸町小伊5番地の1 向日市役所東向日別館4階
子育てセンター「すこやか」	932-7830	寺戸町東野辺31番地 保健センター内
子育て支援センター「さくら」	922-0004	向日町北山21番地 市立第1保育所内
子育て支援センター 「こすもす」	932-7830 子育てセンター 「すこやか」まで	寺戸町三ノ坪14番地 市立第5保育所内
子育て支援センター 「ひまわり」	932-7830 子育てセンター 「すこやか」まで	上植野町地田5番地の3 市立第6保育所内
向日市スクールホットライン	931-6060	寺戸町中野20番地 向日市教育委員会内
向日町警察署（少年係）	921-0110（代）	上植野町上川原5番地
京都府乙訓保健所	933-1151（代）	上植野町馬立8番地
京都府家庭支援総合センター	531-9600（代）	京都市東山区清水4丁目185番地1
子どもの人権110番	0120-007-110	京都市上京区荒神口通河原町東入 上生州町197 京都地方法務局内

## 不育症とは？

一般的には、2回以上の流産・死産がある場合、不育症と診断されます。すでに出産して子供がいる女性でも、その後に2回以上の流産・死産があれば不育症に含まれます。日本には約3万人の不育症の方がいると推定され、決して珍しくはありません。

不育症には、治療法があるので、夫婦だけで悩まずに、まずは専門医に相談をすることが大切です。

不育症は京都府の不妊相談窓口で相談できます。専任の助産師が不妊や妊娠出産に関する相談に応じてくれます。

「妊娠出産・不妊ほっとコール」

電話：075-692-3449（きょうと子育てピアサポートセンター内）

毎週月～金曜日 午前9時～午後1時2 午後3時～4時（祝日、年末年始を除く）

## MEMO



# 10 情報

図書館 / 寺戸町南垣内40-1 TEL 931-1181  
<https://www.city.muko.kyoto.jp/kurashi/toshokan/index.html>

約19万冊の本と雑誌、約5,900点のCDなどがあります。図書館の所蔵資料をご自宅のパソコンやスマートフォンなどから探したり、予約することができます。

## 初めてご利用の方へ



向日市に住んでいる方、在勤、在学している方ならどなたでも借りることができます。

運転免許証、健康保険証、学生証など、住所、氏名、生年月日の確認できるものをお持ちください。貸出券を発行し、その日から利用できます。

\*市外にお住まいの方は、上記のほかに向日市に在勤、在学していることがわかるものが必要です。

### ●開館時間

午前10時～午後6時

※返却のみの場合はブックポストをご利用ください。

### ●休館日

- ・月曜日（休日の場合は開館し、直後の平日を休館）
- ・資料整理日（毎月1日。ただし土曜日、日曜日、月曜日の場合は次の平日を休館。）
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・特別整理期間（不定期）
- ・特別警報、暴風警報発令等の場合

### ●貸出冊数・期間

本、雑誌、紙芝居、CDなどあわせて10点まで2週間

### ●サービス

- ・行事 … おはなし会、ミニミニリサイクルコーナー、文学講座など各種行っています。
- ・レファレンス・サービス … 調べたいことの探し方がわからないとき、ご利用ください。
- ・赤ちゃん絵本、大型絵本、紙芝居、小学生新聞、子育て雑誌など各種そろえています。
- ・「紙芝居舞台」の貸出をしています。イベントの際にお使いください。
- ・ブックリスト … おすすめの本を紹介した冊子やパンフレットを発行しています。
- ・インターネットサービス … 「図書館公式ホームページ」から図書館所蔵の資料を予約したり、貸出・予約状況の照会、貸出期間の延長などができます。（事前に申込みが必要です）
- ・図書館LINE情報案内サービス … LINEで休館日、イベントの問合せや資料の検索などができる便利なサービスです。

※詳しくは図書館ホームページをご覧ください。



ホームページ



LINE

## 天文館 / 向日町南山82-1 TEL 935-3800 <https://www.city.muko.kyoto.jp/kurashi/tenmonkan/>

天文館では、プラネタリウムの投影や天体観望会、その他天文に関する催しを多数行っています。詳しくは、向日市天文館のホームページをご覧ください。

●開館時間 午前9時30分～午後5時30分（入館は午後5時まで）

●入館料 無料（プラネタリウム観覧は有料）  
プラネタリウム室の座席数 80席

●休館日 毎週月・火曜日、国民の祝日・休日、  
機械調整日・年末年始（12月27日～1月4日）



## 文化資料館 / 寺戸町南垣内40-1 TEL 931-1182 <https://www.city.muko.kyoto.jp/kurashi/bunka/>

文化資料館では、向日市・乙訓地域を中心とした歴史に関する資料を調査し、系統的に整理しています。常設展では、古代の都“長岡京”を紹介しており、映像解説コーナーにて、常設展示の内容をわかりやすく紹介しています。また、CGアニメーション「幻から現へ」も合わせて上映します。また、特別展・企画展や、寄贈された古文書や民具などを展示し、長岡京期以外の向日市・乙訓の歴史を紹介しています。

●開館時間 午前10時～午後6時（入館は午後5時30分まで）

●休館日

- ・月曜日（休日の場合は開館し、直後の平日を休館）
- ・資料整理日（毎月1日。ただし、土曜日、日曜日、月曜日の場合は次の平日を休館）
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・特別警報、暴風警報発表等の場合

●入館料 無料

郷土の歴史、文化を知りたいときは、ぜひご来館ください。



## 少年スポーツ / 向日市スポーツ文化協会事務局 TEL 932 - 5011

団体名	代表者	電話番号
向日市サッカースポーツ少年団	田中 俊和	090-8520-2943
向日市野球スポーツ少年団	長谷川 忠司	090-3358-8047
向日市バレー ボールスポーツ少年団	仲谷 広樹	090-3038-1392
少林寺拳法京都向日町スポーツ少年団	佐々木 和隆	080-1449-0597
少林寺拳法京都西山スポーツ少年団	森川 弘仁	090-4039-8066
向陽春風会剣道スポーツ少年団	横井 智雅子	090-3979-1897
向日市空手道スポーツ少年団	和島 一行	090-5656-6720
スポーツ少年団西山少年野球クラブ	佐々木 幸雄	090-8880-8899

## 向日市ワイワイスポーツクラブ / 向日市スポーツ文化協会事務局 TEL 932 - 5011

小学生から大人まで気軽に多種目のスポーツが楽しめる、市民の方が運営するスポーツクラブです。

- 入会 会員登録申込書（開催場所及び向日市スポーツ文化協会事務局にあります。）に必要事項を記入し、お申し込みください。



## NPO 法人 子育て支援 ねこばす / TEL 075 - 203 - 7738 (受付時間 午前10時～午後3時)

平成13年10月から、向日市及びその近隣で活動をしている子育て支援グループです。

向日市在住の保育士、幼稚園教諭、子育て支援士等の資格を持つ子育て経験者が、子育ての楽しさやしさを共感する中で、地域社会での子育てパートナーとしての長いスパンで子育て世代を応援したいと考えています。

- 活動内容 一時保育（あずかり型、シッター型）、保育ルーム（指定場所で）、新生児の沐浴や家事困難な家庭（産褥期や病気）での家事代行

- 利用料（報酬） 平日：1時間 1,200円～

## ●急な病気や事故の時の対応

### ●日曜・祝日・夜間などの診療の案内

乙訓休日応急診療所 長岡京市下海印寺下内田101 (京都済生会病院内 別棟2階) 電話 075-955-3320	内科 小児科	診療受付時間 (日曜、祝日、12/30~1/3) 午前9時30分~午後4時	
休日の外科診療案内 テレフォンサービス 電話 075-953-3900	外科	乙訓地区の当番医療機関を紹介します。 診療受付時間(日曜、祝日、12/30~1/3) 午前9時30分~午後4時	
京都市急病診療所 京都市中京区西ノ京梅尾町6 (京都府医師会館1階) 電話 075-354-6021	小児科	平日 土曜日 日曜・祝日 8/15・16 12/29~1/3	午後8時~午後11時 午後2時~午後5時 午後6時~翌朝8時 午前10時~午後5時 午後6時~午後11時
	内科 眼科	土曜日 日曜・祝日 8/15・16 12/29~1/3	午後6時~午後10時 午前10時~午後5時 午後6時~午後10時
	耳鼻咽喉科	日曜・祝日 8/15・16 12/29~1/3	午前10時~午後5時

※当番の医療機関は、毎月の広報むこうでもご案内しています。

### ●子ども医療電話相談

夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいか、判断に迷った時に、小児科医師または看護師による電話相談が受けられます。

TEL：#8000（携帯電話でもかけられます。）ダイヤル回線 075-661-5596

- ・相談対象 府内に住む15歳未満の子ども及びその家族等
- ・相談時間 平日・日曜・祝日：午後7時～翌午前8時  
土曜日（祝日を除く）：午後3時～翌午前8時

### ●子どもが異物を飲み込んだりしたら・・・

大阪中毒110番：TEL 072-727-2499 24時間365日対応

つくば中毒110番：TEL 029-852-9999 午前9時～午後9時 365日対応

たばこ誤飲事故専用回線：TEL 072-726-9922 自動音声対応による情報提供 24時間対応

京あんしんこども館（京都市子ども保健医療相談・事故防止センター）

休館日：月曜日、月曜日が祝日の場合は翌日、12/29~1/3 入館料無料

電話相談：075-231-8005 火～日曜日 午前10時～午後6時（木曜日は正午～午後8時）

# 向日市内医療機関一覧

## ●向日市内の医療機関（一般）

医療機関名	住所	電話番号	診療科目(抜粋)
赤井医院	寺戸町中ノ段6-2	924-3620	内・消内
あらかわ医院	森本町上森本21-5	934-5510	外・眼・胃・呼・リハ
池田内科クリニック	上植野町落堀14-5	932-2239	内・消内
いけぶちクリニック	寺戸町ハノ坪122 洛西口クリニックビル2階	924-1187	耳・アレ・リハ
いしいクリニック	寺戸町ハノ坪122 洛西口クリニックビル2階	933-9141	外・消内・呼内
乙訓医療生活協同組合 医誠会診療所	寺戸町殿長37	921-0661	内・外・放
岩本医院	寺戸町向畠57-3	935-3650	外・循・呼・胃・リハ
上原医院	物集女町池ノ裏1-6	922-5007	外・乳外・消内・整・皮
王子クリニック	森本町下森本9-1	754-7555	肛外・消外・外
おかもと内科クリニック	上植野町切ノ口6-6	933-0222	内・循内・児
奥沢眼科医院	寺戸町西田中瀬3 FORUM 東向日2階	921-0833	眼
片岡こどもクリニック	寺戸町七ノ坪136 洛西口クリニックビルⅡ	925-0530	児・アレ
角水医院	鶴冠井町沢ノ西16-13	921-7461	内・消内・児
加藤小児科	寺戸町八反田36-6	922-0794	児・アレ
きくおかクリニック	寺戸町殿長19-1 トライアングルプラザビル1階	921-8877	内・外・肛・リハ
北田整形外科リウマチクリニック	寺戸町小佃9-6	924-2838	整・リウ・リハ
くれたにクリニック	寺戸町ハノ坪122 洛西口クリニックビル3階	921-0757	精・心療
胡医院	寺戸町永田11-71	924-2662	内・消
こうよう整形外科	寺戸町山縄手22-11 サンピエール1階	921-3300	整・リウ・リハ
さわむら内科クリニック	寺戸町七ノ坪103	922-5556	内・糖内・甲状腺内
繁本医院	寺戸町永田11-38	921-7520	外・整・内・胃・皮・泌
鈴木内科外科診療所	上植野町円山 12-5	922-2077	内・外・整・児・放・リハ
たさか眼科医院	寺戸町初田19-3 K&C プラザ1階	921-7077	眼

医療機関名	住所	電話番号	診療科目(抜粋)
東向日第二タニムラ医院	寺戸町初田19-3 K&C プラザ2階	924-1515	精・心療
田村眼科医院	上植野町馬立 20-2	932-7316	眼
田村クリニック	上植野町落堀15-1	932-6540	整・リウ・リハ
花安小児科医院	鶴冠井町荒内91-22	921-2533	児・アレ
ハシイ産婦人科	寺戸町七ノ坪170	924-1700	産・婦
はなみつ耳鼻咽喉科	寺戸町初田19-3 K&C プラザ2階	934-8879	耳・アレ
はやし皮フ科クリニック	寺戸町七ノ坪139 ベアティ洛西口1階	932-4112	皮
桂川ひむかクリニック	物集女町五ノ坪14-4	748-0892	内・泌
ひらいクリニック	上植野町南閑34-34	921-0520	産婦・内・児・女
福田整形外科医院	寺戸町七ノ坪100 ジオ阪急洛西ロノースレジデンス1階	925-5113	整・リウ・リハ
耳鼻咽喉科ふるかわクリニック	寺戸町殿長19	922-3387	耳・アレ・皮
堀医院	寺戸町渋川3-23	921-3850	内・消・消内・呼
まりこクリニック	寺戸町ハノ坪122 洛西口クリニックビル3階	754-6961	産婦
水野眼科	寺戸町ハノ坪122 洛西口クリニックビル1階	924-1113	眼
向日回生病院	物集女町中海道92-12	934-6881	内・呼内・消内・循内 糖内外・呼外・消外・整・ 脳・皮・泌・リハ・ 放・麻・心・神内
森田内科医院	寺戸町渋川7-5	922-3700	内・消・放
山下医院	森本町天神森6-5	921-1039	内・呼内・循内・消内・ 放・リハ
婦人科内科山下クリニック	寺戸町中垣内1	922-3733	内・産婦・婦
ゆやまクリニック	寺戸町七ノ坪100 ジオ阪急洛西ロノースレジデンス1階	925-8766	内・循内
洛西口 ようこメンタルクリニック	寺戸町七ノ坪103	931-1645	精・心療
よこばやし医院	鶴冠井町山畠39-1	922-2468	内・児・アレ
洛西医院	寺戸町東田中瀬3-2	921-0609	内・児・外・リハ
わかえ内科クリニック	上植野町御塔道2-15	921-0544	内・胃・皮・外・肛・整

## ●向日市外の医療機関（その他）

医療機関名	住所	電話番号	診療科目(抜粋)
京都済生会病院	長岡京市下海印寺下内田 101	955-0111	児・外・整・脳・皮・泌・麻・ 産婦・眼・耳・放・精・心外・循内 呼内・消内・消外・血内・ 糖内・腎内・乳外・リハ

☆診療科目（抜粋）

○アレ：アレルギー科 ○胃：胃腸科 ○眼：眼科 ○外：外科 ○呼：呼吸器科 ○呼内：呼吸器内科 ○呼外：呼吸器外科  
 ○肛：肛門科 ○消：消化器科 ○消内：消化器内科 ○消外：消化器外科 ○循内：循環器内科 ○糖内：糖尿病内科  
 ○心：心療内科 ○神内：神経内科 ○児：小児科 ○神：神経科 ○循：循環器科 ○循内：循環器内科 ○血内：血液内科  
 ○心外：心臓血管外科 ○整：整形外科 ○精：精神科 ○内：内科 ○脳：脳神経外科 ○泌：泌尿器科 ○皮：皮膚科  
 ○形外：形成外科 ○産婦：産婦人科 ○婦：婦人科 ○女：女性内科、不妊治療・生殖医療産婦人科、性感染症内科  
 ○放：放射線科 ○麻：麻酔科 ○耳：耳鼻咽喉科 ○リウ：リウマチ科 ○乳外：乳腺科 ○リハ：リハビリテーション科

## ●向日市内の医療機関（歯科）

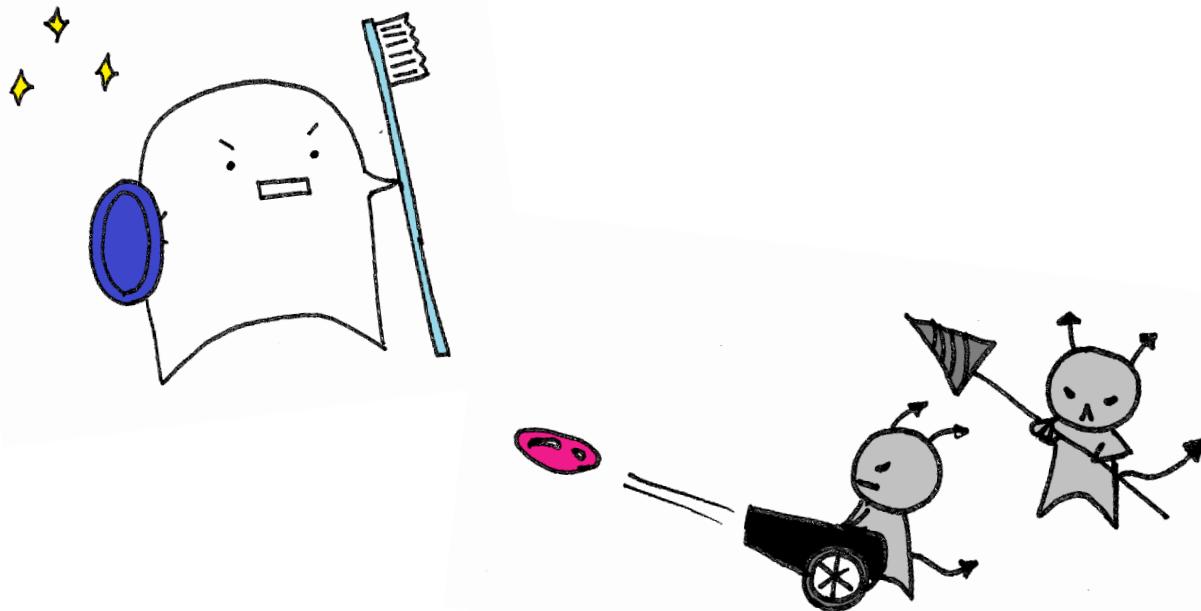
医療機関名	住所	電話番号	診療科目(抜粋)
赤川歯科クリニック	物集女町五ノ坪6-7	931-6480	歯・小歯・矯歯
いわもと歯科クリニック	物集女町豆尾35-10 シャルレ1番館	468-3388	歯・小歯
おおたに歯科	物集女町池ノ裏1-5	925-8534	歯・小歯
大原歯科医院	寺戸町初田17-7	922-1947	歯・小歯・口
岡崎歯科医院	寺戸町南垣内55	924-3070	歯
かなたにデンタルクリニック	森本町天神森4-14	935-3158	歯・矯歯・小歯・口
北村歯科医院	寺戸町初田19-3 K&C プラザ2階	932-0005	歯・小歯
こやま歯科医院	寺戸町東田中瀬11-4	874-3096	歯・小歯・矯歯
坂根歯科医院	物集女町豆尾36-12	934-5504	歯・矯歯・小歯・口
佐々木歯科医院	上植野町堂ノ前5-3 イトーピア向日1階	934-0065	歯
竹内歯科医院	上植野町地後10-49	934-5864	歯・矯歯
谷口歯科医院	寺戸町飛龍19-26	933-4600	歯・小歯・口
内藤晶歯科診療所	寺戸町殿長22 フロイデ東向日	935-0178	歯
羽田歯科医院	上植野町御塔道19-3	921-3313	歯・小歯
平木歯科医院	寺戸町東田中瀬17-4 伊藤ビル2階	934-2538	歯・矯歯

医療機関名	住所	電話番号	診療科目(抜粋)
眞崎歯科医院	上植野町南閑45-3	921-1405	歯・小歯
前田歯科	寺戸町七ノ坪139 ペアティ洛西口1階	925-7661	歯・矯歯・小歯・口
宮本歯科医院	森本町下森本47-145	931-7788	歯
向日歯科医院	寺戸町南垣内8-7	924-3246	歯・小歯・矯歯
向日田中歯科医院	寺戸町東ノ段4 神崎屋2階	921-6474	歯・小歯
村井歯科医院	寺戸町西田中瀬5	921-4903	歯・小歯
むらかみ歯科医院	森本町石田22-8	932-3232	歯・小歯・口
もりデンタルクリニック	寺戸町西田中瀬2-12	925-8472	歯・小歯・矯歯・口
もりした歯科医院	上植野町御塔道1-1	202-7980	歯・小歯・矯歯・口
やまとデンタルクリニック	寺戸町初田25-1 正ビル1階3号	925-4618	歯・小歯
山口歯科医院	寺戸町渋川3-10 豊嶋ハイツ1階東	933-7188	歯

☆診療科目(抜粋)

○歯：歯科      ○小歯：小児歯科

○矯歯：矯正歯科    ○口：歯科口腔外科



# 市内の公園一覧

令和6年4月1日現在

## 都市公園

### 物集女町

名称	位置
北ノ口緑地	物集女町北ノ口地内
北ノ口公園	物集女町北ノ口地内
五ノ坪公園	物集女町五ノ坪地内
車塚緑地	物集女町南条地内
物集女城公園	物集女町中条地内

### 寺戸町

八反田公園	寺戸町八反田地内
洛西口つじ公園	寺戸町七ノ坪地内
洛西口さくら公園	寺戸町ハノ坪地内
寺田東公園	寺戸町寺田地内
寺田西公園	寺戸町寺田地内
蔵ノ町公園	寺戸町蔵ノ町地内
修理式ふれあい公園	寺戸町修理式地内
二ノ坪東公園	寺戸町二ノ坪及び 飛龍地内
深田川橋公園	寺戸町山繩手地内
JR 駅前ふれあい広場	寺戸町瓜生地内
稻荷公園	寺戸町二枚田地内
永田公園	寺戸町永田地内
里垣内公園	寺戸町里垣内地内
北野台公園	寺戸町北野地内
北野公園	寺戸町北野地内
大牧公園	寺戸町大牧地内
寺戸大牧公園	寺戸町大牧地内
殿長公園	寺戸町殿長地内
南垣内南公園	寺戸町南垣内地内
野辺坂公園	寺戸町殿長地内
芝山公園	寺戸町芝山地内
野辺公園	寺戸町東野辺地内
ひまわり公園	寺戸町東野辺地内

### 森本町

名称	位置
森本東部ふれあい公園	森本町上町田地内
森本東部どんぐり公園	森本町下町田地内

### 鶴冠井町

十相公園	鶴冠井町十相及び 森本町石田地内
市民ふれあい広場	鶴冠井町十相地内
東院公園	鶴冠井町上古地内
鶴冠井かしの木公園	鶴冠井町北井戸地内
内裏公園	鶴冠井町荒内地内
西向日公園	鶴冠井町山畠及び 上植野町南開地内
北大極殿公園	鶴冠井町大極殿地内
大極殿公園	鶴冠井町大極殿地内
祓所公園	鶴冠井町祓所地内

### 向日町

勝山公園	向日町北山地内
勝山緑地	向日町北山地内

### 上植野町

噴水公園	上植野町浄徳地内
落堀公園	上植野町落堀地内
中福知公園	上植野町中福知地内
北淀井公園	上植野町北淀井及び 大田地内
庄ノ内公園	上植野町庄ノ内地内
上植野城公園	上植野町北小路地内

### ポケットパーク

空地などわずかな土地を利用した  
小さな公園で「ちょっと一休み」  
できる場所です。

名称	位置
物集女五ノ坪ポケットパーク	物集女町五ノ坪地内
物集女出口ポケットパーク	物集女町出口地内
寺戸西野ポケットパーク	寺戸町西野地内
寺戸岸ノ下ポケットパーク	寺戸町岸ノ下地内
寺戸古城ポケットパーク	寺戸町古城地内
寺戸西田中瀬ポケットパーク	寺戸町西田中瀬地内
森本前田ポケットパーク	森本町前田地内



## その他の公園

### 物集女町

名称	位置
物集女北ノ口公園	物集女町北ノ口地内
北ノ口南公園	物集女町北ノ口地内
北ノ口東公園	物集女町北ノ口地内
北ノ口西公園	物集女町北ノ口地内
長野公園	物集女町長野地内
長野南公園	物集女町長野地内
ヲサン田公園	物集女町ヲサン田地内
中条公園	物集女町中条地内
中海道公園	物集女町中海道地内
南条公園	物集女町南条地内

### 寺戸町

寺戸石田公園	寺戸町石田地内
寺戸八反田公園	寺戸町八反田地内
寺戸ハノ坪公園	寺戸町ハノ坪地内
南ハノ坪公園	寺戸町ハノ坪地内
三ノ坪公園	寺戸町三ノ坪地内
西瓜生公園	寺戸町瓜生地内
飛龍公園	寺戸町飛龍地内
瓜生公園	寺戸町瓜生地内
山繩手公園	寺戸町山繩手地内
山繩手西公園	寺戸町山繩手地内
なかよし公園	寺戸町山繩手地内
東田中瀬公園	寺戸町東田中瀬地内
西田中瀬公園	寺戸町西田中瀬地内
西三ノ坪公園	寺戸町三ノ坪地内
二ノ坪公園	寺戸町二ノ坪地内
燈籠前公園	寺戸町北前田地内
笹屋公園	寺戸町笹屋地内
乾垣内公園	寺戸町乾垣内地内
北前田公園	寺戸町北前田地内
向畠公園	寺戸町向畠地内
西野公園	寺戸町西野地内
例慶公園	寺戸町古城地内
北古城公園	寺戸町古城地内
南古城公園	寺戸町古城地内
南垣内公園	寺戸町南垣内地内
大牧西公園	寺戸町大牧地内
東野辺公園	寺戸町東野辺地内
西ノ段公園	寺戸町西ノ段地内

### 森本町

名称	位置
上町田公園	森本町上町田地内
四ノ坪公園	森本町四ノ坪地内
石田公園	森本町石田地内
東平公園	森本町石田地内
下森本公園	森本町下森本地内
藪路公園	森本町藪路地内
白井公園	森本町山開地内
藪路西公園	森本町藪路地内

### 鶴冠井町

上古公園	鶴冠井町上古地内
鶴冠井ハノ坪公園	鶴冠井町ハノ坪地内
沢ノ東公園	鶴冠井町沢ノ東地内
東井戸公園	鶴冠井町東井戸地内
堀ノ内公園	鶴冠井町堀ノ内地内
沢ノ西公園	鶴冠井町沢ノ西地内
荒内公園	鶴冠井町荒内地内

### 向日町

北山公園	向日町北山地内
南山公園	向日町南山地内

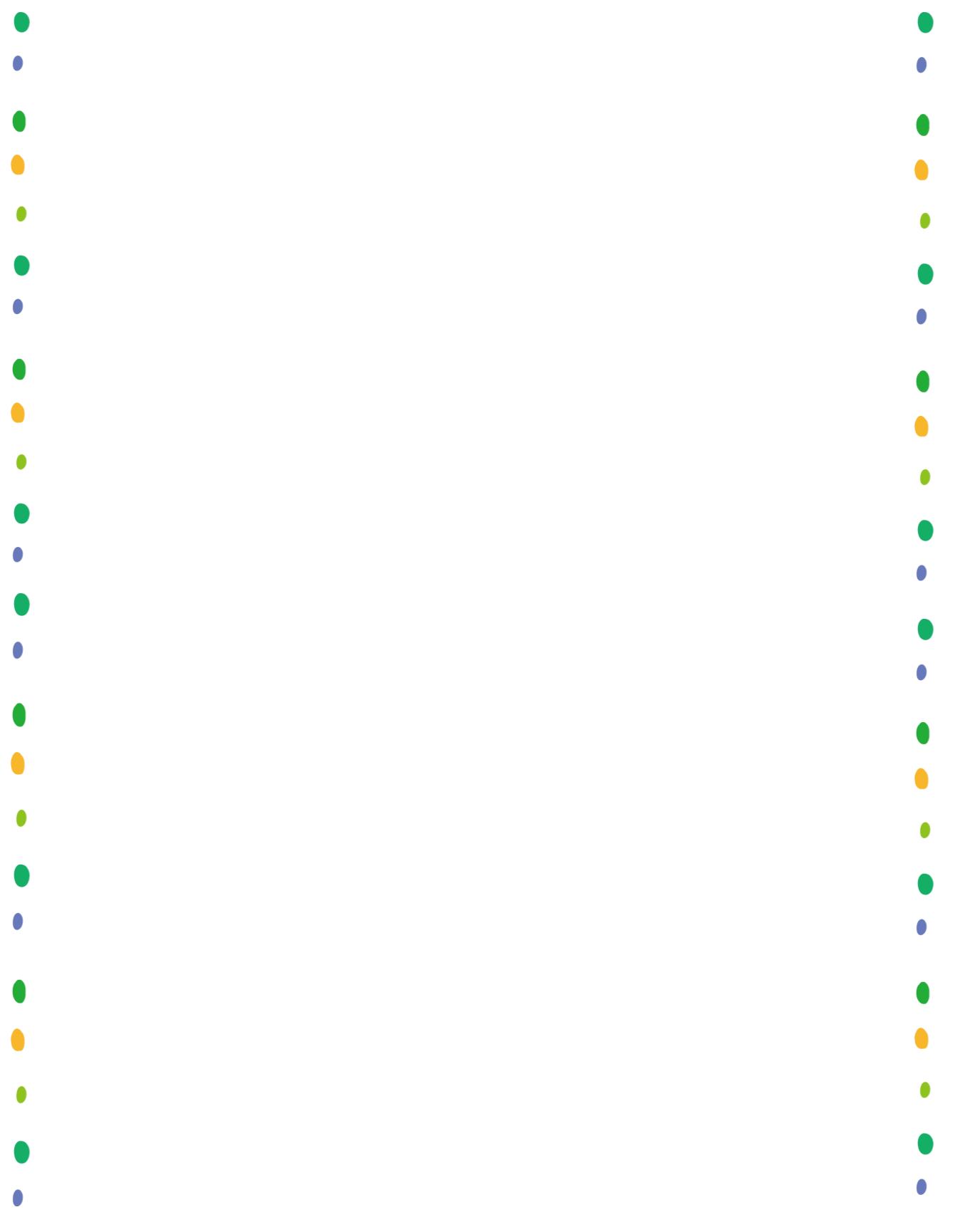
### 上植野町

御塔道公園	上植野町御塔道地内
馬立公園	上植野町馬立地内
北小路東公園	上植野町北小路地内
地田公園	上植野町地田地内
後藤公園	上植野町後藤地内
車返公園	上植野町車返地内
鴨田公園	上植野町鴨田地内
十ヶ坪公園	上植野町十ヶ坪地内
菱田公園	上植野町菱田地内
切ノ口公園	上植野町切ノ口地内





# memo





## 向日市 市民サービス部 子育て支援課

〒617-8772

向日市寺戸町小佃5番地の1（東向日別館）

電話 (075) 931-1111 (代表)

(075) 874-2647 (子育て支援係)

(075) 874-2659 (保育係)

FAX (075) 922-6587 (代表)

URL <https://www.city.muko.kyoto.jp>

令和6年8月／改訂